

第1予算審査特別委員会（第2日目）

H25.3.14（木）10：00～

第 二 委 員 会 室

開 会 10：00

委 員 長

おはようございます。

委員動静報告

委 員 長

ただいまの出席委員数は9名であります。
これより本日の会議を開きます。

民生費

委 員 長

民生費の説明を求めます。保健福祉部長。

佐々木部長

（民生費について説明する。）

委 員 長

説明が終わりました。

これより関連議案第14号、第19号、第32号、第33号、第34号、第38号、第40号及び第41号を含めて一括質疑に入ります。

質疑ございますか。

渡 辺

それでは、質疑したいと思います。70、71ページの3款1項1目ということになりますか。説明欄、71ページであります。その下のほうの民生委員推せん会委員報酬というのがあるのですが、この推薦会の委員の活動というのが世の中に見えていないのですが、例えば民生委員の交代のときなどは町内会に相談に来られるのはこういう推薦会委員ではなくて市の係であります。そういう意味で、その方々の活動状況を説明してください。

その下のほうへまいります。行旅死病人ですか、これは25年度の人数、何人ぐらい予定されてこの金額になっているのかご説明いただきたいと思います。

それから次は、その下の社会福祉協議会補助金につきまして、3点目です。社会福祉協議会の補助金が計上されているのですが、その決算とか使途の報告、これはどのように求められているのかということで、広報に挟まれて報告はあるのですが、あの中のどこら辺でこの報告があるのか、これをお答えいただきたいと思います。

4点目にまいります。次のページ、1項2目障害者福祉費のほうでの説明欄、73ページに参ります。その中の障害者地域生活支援事業に要する経費のその下です。移動支援委託料180万円ですが、この担当医師の指示で結局はどんどんと移動に費用が使われた場合、これはどのようになるのか、医者の方でどんどんと出すのかということでお答えいただきたいと思います。

そのずっと下のほうにまいります。5点目です。一番下の特別障害者手当に要する経費の福祉手当から障害児福祉手当の3つがあるのですが、それぞれの延べ人数でお願いします。

次のページのほうへ参ります。6点目であります。1項2目障害者福祉費で、75ページの説明欄のところの滝川市新生園、3,000万円ほどの管理代行負担金を出して持っているわけですが、何か情報によりますと退職者2人がいてアイガモのひなを育てられないと、こういうことになったそうですが、そうするともうとてもやっていけないということで、こういう経費がもっと不足するのではないかと、どのような指導を行っているのかということについてお答えください。

その下のほうへまいります。3目老人福祉費です。その説明欄で3つ目ぐらい

のところでしたか。老人福祉センターの運営管理に要する経費が結構、624万円ですね。これは大したすごい金額で、入浴料金もたしかこのセンターのほうの収入になっていると思うのですが、そういうものも含めてコミセンとか旧公民館のこういうものの算出方法と差があり過ぎるのではないかと思いますので、その算出方法について、その根拠をお示してください。

8点目にまいります。その下のほう、一番下のほうで北海道後期高齢者医療に要する経費があるのですが、この経費の問題というよりも民主党の政権で廃止するはずだったのがそのまんま廃止されないでまたもとに戻ったと、こういうことで厚生労働省等の後期高齢者医療の今後の見通しというのがどのような方針と連絡があるのか、これをお答えいただきたいと思います。

次のページに参ります。9点目でございます。1項4目生きがいと健康づくり推進費のところですが、77ページの説明欄の在宅ケアのその下で福祉除雪委託料があるのですが、950万円程度ですか。最近高齢者でこの除雪の要望が多いわけですが、これは何人ぐらいの予定なのかと。それから、該当のガイドラインがどうも一般の市民には見えないということで、そのときに相談とかそういうことでの民生委員の役割、この小さく3点についてご説明ください。

次、10点目にまいります。80、81ページのほうへ行きます。保育所費ですが、その説明のところでの病後児保育ですか、これが一昨年から始まっていると思うのですが、当初からの利用というよりもまだ途中かもしれませんが、24年度のこの利用人数、何人というようなことでお答えください。

11点目にまいります。83ページ、3項1目生活保護費での説明欄、83ページ、生活保護に要する経費の生活扶助が基本だと思うのですが、これをその下のほうの住宅扶助とかそういうところとずっと重複して、あるいは住宅と教育とかその間でもいいのですが、それを重複して扶助を受けている状況、人数等、こういうのがわかればお願いします。

最後であります。その中での12点目、その中で医療扶助があるのですが、この中でも例の移送費は1,585件ですか、その中での月平均の。それらの年間の移送費の予算はどれぐらいでしょうか、それをお答えください。

以上、12点お願いします。

国嶋課長

まず、1点目、民生委員推薦会の活動内容ということですが、民生委員さんに退職者が出た場合もしくは3年に1度一斉改選の時期がございますので、そのたびに推薦会を開催をしております。推薦会の委員の方につきましては、市議会議員の方の1号委員の推薦者、民生委員の代表、あと社会福祉業関係者等から構成しておりまして報酬を伴う審議会でございます。開催の中身については、個人情報に記載しておりませんが、滝川市の福祉課ホームページにも公的審議会の状況ということで記載をさせていただいております。今年度につきましては2回を予定しております。今年度11月末で3年の任期が切れますので、一斉改選を予定しております。前回もそうだったのですが、なかなか手がないということで1度の開催では済まないだろうということで、今年度については1回ふやして予算を計上させていただいております。

次の行旅死亡人につきましては、予算的には火葬料等を含めまして2名を予定しております。純粹に行旅死亡人につきましては、昨年度1件発生いたしましたけれども、それが約十数年ぶりの発生でございます。純粹に法律の対象となる方につきましては、身元が不明の方で滝川市内現在地で遺骨もしくはご遺体

が発見された例に限られます。かかりました経費につきましては、全額道費より負担されます。

次に、社協の補助金、決算報告等につきましては、補助金を出しておりますので、その補助金に伴う全体の収支決算書等を含めまして報告をいただいております。

次の障がい者の移動支援、医師の指示等でどんどん出すのかということですが、その必要性和契約、ご本人の申し込みによりまして必要に応じて適正に対応してまいります。数がふえたその中身につきまして、制度的に該当するものであれば支給を続けさせていただきます。

次に、特別障害者手当で延べ人数ということですが、特別障害者手当、予算につきましては実人数55名、延べ660人、月額2万6,260円を見込んでおります。障害児福祉手当につきましては実人員33名、延べ396名、月額1万4,280円を見込んでおります。

新生園の管理委託に関する経費でございますが、退職者等が出たこととアイガモの関係ということでございますが、厚生常任委員会等でも答弁させていただいておりますけれども、アイガモ事業は新生園が行う訓練費目の一つであります。その費目の一つについて、今一時的な中止をしていると。その再開については、理事長とも話し合った上で臨んでおりますが、退職者、また退職を予定されている人員の補充につきましては1月1日、また3月1日付で職員の補充等を行い、退職をフォローする形をとっていただいております。代行負担金の経費の算出につきましては、新生園を障がい者の通所就労継続支援施設として実施した場合、滝川市にその介護給付負担金が入ります。その給付費をそのまま新生園に管理代行という予算組みをしております。予算に伴いまして、例えば通所者が減ったということであれば、それは減額によって年度末の精算という形をとらせていただいております。以上でございます。

須藤主査

まず、7点目の中央老人福祉センターに要する経費の代行負担金の積算根拠ということだと思いますけれども、こちらにつきましては事務局長等の人件費を含む維持管理費、燃料費ですとか光熱水費、あと通信運搬費ですとか、手数料の中には自動ドアの保守点検ですとか、あとは重油の地下タンクの点検、もろもろ入っておりますけれども、そういった維持管理の総額から利用料収入、貸し室料ですとか入浴料の収入を差し引いたものを管理代行負担金として支出ということになっております。

続きまして、9点目の福祉除雪の関係でありますけれども、何人を予定しているのかということですが、平成24年度、今年度につきましては382名の方が申請利用をされております。それを踏まえ、平成25年度につきましては395名を一応予定をしております。それと、今ガイドラインのほうがなかなか見えにくいというお話がありました。一応対象者につきましては、65歳以上の単身高齢者及び高齢夫婦世帯となっておりますけれども、一部例えば300メートル以内にお子さんがいるですとか、そういう方につきましてはお子さんのほうにお願いをしてくださいということで対象外という形をとっております。ガイドラインが見えないというお話でしたけれども、今後そういったことも含めて周知徹底をしていきたいと思っております。

それと、民生委員さんの役割ということですが、民生委員さんには福祉除雪の申し込みの時点で申請の手續の協力をいただいております。なぜかとい

いますと、対象となる方の事情、地域での事情ですとか生活状況をお聞きして把握するために民生委員さんに窓口をお願いをしているところであります。以上です。

榎木課長 後期高齢者医療制度の今後の見通しでございますけれども、現在社会保障制度改革国民会議におきまして、今後の高齢者医療についてということで平成25年8月21日までに結論を出すということで進められています。現在第5回目まで開かれていますけれども、特に情報はない状況でございます。以上です。

庄野主査 病後児保育、平成24年度の利用人数でございますが、24年度末までの見込みでございますが、実人員で19名、延べ利用日数にしますと35日を見込んでおります。

林 主 査 私のほうから、生活保護に要する経費の移送費についての質疑にお答えいたします。移送費につきましては、生活保護費の中の医療扶助の中で医療の移送費ということで見ておりますが、予算としましては人数45名、金額としましては100万円程度を見込んでおるところです。以上です。

国嶋課長 生活保護の扶助についての重複状況ということですが、正直この資料は作成しておりません。なぜかと申しますと、扶助につきましてはそれぞれ必要な扶助を支給すると、8つある制度のうち必要な方に必要な扶助を支給するという制度になっております。一番少ない方でいえば、病院に長期入院されて医療扶助単給、日常の生活費についてはご自身の年金で賄われているという方もいらっしゃるし、その家庭にお子様がいれば当然教育扶助も発生します。高齢者の方で介護が必要であれば、そこに介護扶助も発生します。ですから、その積み上げが生活保護扶助の全体ということになります。以上です。

委 員 長 ほかに質疑ありますか。
窪 之 内 3款1項1目社会福祉費の民生委員の活動に要する経費ですが、民生委員推薦会のことについて先ほど説明がありましたが、推薦するに当たって推薦会委員というのは何らかの情報とか個人の経歴を知っていないと推薦できないわけですよ。何をもとにそういった情報が推薦会に入ってそれらの推薦に当たっているのか。市として何らかの情報提供を推薦会のほうにしているのかどうか1点。

ことし11月改選するということですが、現在、75歳以上の民生委員の人数について。以前はたしか75歳以上はだめだったのですが、なり手がいないということで認められてきているということなので、その辺の方たちがどれぐらいいるのかなということでの質疑です。

あと、毎年宿泊研修を行っていると思うのです。道内だと思うのですが、地元ではなくて地方に出たの宿泊研修だと思うのですが、この宿泊研修は全額交付金事業として行っていて、民生委員の自己負担は全くないと捉えていいのかと。気になるのは、宿泊先での飲食の程度のことなのです。アルコール等が入ったの飲食を伴っているということを全部悪いというわけではないのですが、その宿泊の基本的な金額が市のそういった出張旅費との関係に見合ったものになっているのかどうかということでの質疑です。

次、同じページの同じ項目の中の社会福祉協議会の補助金ですが、の中には事業費補助は別々に含まれていて、役所の人を向こうに派遣しなくなってから人件費を補助している分だと思うのですが、金額的にはずっとこの金額で推移しているのだと思うのですが、相手方にとっては年齢が高齢になって賃金が上乘せされるとかというようなこともあるのですが、協議会とはこの人件費相当分についてはこの固定額でいくとかということでの話をされているのか、この金額でずっと補助継続していくのかどうか、その辺の見直しも含めた計画についてお伺いいたします。

次、74、75ページの3款1項2目で滝川更生園と滝川新生園の運営管理に要する経費とこれらの関連議案をあわせてお伺いしたいと思います。管理を代行するとして提案されているのは社会福祉事業団なわけで、市長は代表質問でも優先課題の一つとして事業団への施設譲渡を上げましたが、ここに向けたスケジュールについて、譲渡に向けたスケジュール、今計画されているということだけでもいいのですが、スケジュールを1点お伺いしたいと思います。

次は、管理を受託する事業団の職員体制についての不安があるということからの質疑なのですが、実は新生園や更生園の運営管理する人を全部取りまとめる本部で、今常務理事が退職していないという状況だと思います。事務局長も今入院されているようで、事務局長も実際にはいないということがあって、また職員体制も退職者が3月末で新生園のほうも含めて出る可能性があるということで、その補充状況がどんなふうになっているのか、受託先として適正な職員配置がなされるのかどうか、その正規職員や嘱託、臨時職員、経験年数などについてはどのように把握されているのかお伺いをしたいと思います。

新生園のアイガモ事業が休止されることによって、指定管理の管理施設が除かれる施設はどこになるのかお伺いしたいと思います。

管理代行負担金の財源内訳は、先ほど出ていたのですが、国、道、市もあるのかどうかも含めて財源内訳と、そのほかに施設改修などで臨時的に市が単費として出しているようなものが管理代行負担金に含まれていないのかどうかについてお伺いいたします。

それと、新生園の先ほど新体系定着のためにプラスをされているということで管理代行負担金がふえているというご説明があったのですが、これはどういうことを行うための予算措置なのかについてお伺いしたいと思います。

次、同じページですが、4目の老人福祉費、老人福祉センターの運営管理に要する経費のその他ですが、前年予算比で130万円ふえているということで、何かがあるのかと思うので、その積算根拠についてお伺いしたいと思います。

次、79ページ、3款2項1目の説明欄、未熟児養育医療に要する経費、国の権限移譲に伴うもので100パーセント国庫支出金から出されるということと確認していいのかどうかということと、医療費については保険適用外の医療を行う場合もあると思うのですが、そういった保険適用外も含めて入院医療費は全額支給されると考えていいのかどうか、また今回の積算された人数の予定人数は何人なのかについてお伺いいたします。

次、3款2項2目保育所費についてです。保育所の運営管理に要する経費についてですが、参考資料の17ページに入所申込数が書かれています。それで、各保育所のゼロ歳、1歳、2歳児に対する保育士の配置予定数を正規職員、嘱託職員別にお伺いしたいと思います。ゼロ歳では3人に1人、1、2歳は6人に

1人という基準の中で配置はされていると思うのですが、嘱託とか臨時とかで対応することもあると思うので、お伺いしたいと思います。また、栄養士や看護師の配置については一定の基準はあると思うのですが、配置する実態についてお伺いしたいと思います。

次、3款3項1目の生活保護に要する経費についてお伺いいたします。生活保護法が改正される予定になっております。それで、生活扶助費の引き下げとか医療費の抑制など改正の要点についてお伺いしたいと思います。あと、その改正することによって保護世帯にどのような影響を受けることになるのか。扶助費全体が一定程度下がるという場合もあると思うのですが、その影響についてお伺いします。

次に、ケースワーカーの家庭訪問の計画というのは、月に何件とかそういった計画を持ってやられているのだと思うのですが、家庭訪問の計画についてお伺いします。

あと、保護世帯の中では育児放棄があったりとかで、特別に支援を要するような世帯があると考えています。私も実際に相談を受けて、担当所管のほうにもお話をさせていただきましたけれども、保護課だけではなくて、ほかの部署とあわせて見ていかなければならないというか、生活指導をしていかなければならないという、そういった世帯もあると思うのですが、そういった世帯はどのくらいあって、どういった支援計画を他の部署とあわせて、または民生委員と協力してそういった支援計画を持っているのかお伺いしたいと思います。

あと、働ける状態にある人は就職をさせていくということが大きな仕事のひとつでもあると思うのですが、資格取得等とかもさせながら就職など就労へつなげる支援計画はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

次に、3款5項1目の災害救助に要する経費についてお伺いします。市政執行方針でも触れられてはいなかったのですが、東日本大震災への復旧支援については継続した支援を行っていくというのが市長の意向でもあったわけで、この予算の措置がどうなっているのかということが予算書の中では見えなかったのですが、その他の諸費等に含まれているのかなとも思うのですが、復興支援計画の有無や積算されている予算についてお伺いいたします。

以上です。

須藤主査

老人福祉センターの運営管理に要する経費の中で、その他諸費が155万3,000円と前年予算比で130万円の増ということで、その積算根拠という中身だったと思いますけれども、まず25年度のその他諸費の内訳でありますけれども、現在中央老人福祉センターに配置をしております老人健康相談員についてですが、25年度からこれまでの嘱託職員から臨時職員への変更に伴いまして、これまで職員費で予算計上をしておりましたけれども、25年度につきましては事業別予算として老人福祉センターの運営管理に要する経費で計上をしております、これの人件費が105万9,000円となっております。また、工事請負費、前年は25万2,000円なのですが、平成25年度につきましては誘導灯の取りかえ工事として49万4,000円を計上をさせていただいております。先ほど説明をさせていただきました老人健康相談員と合わせて155万3,000円というような内訳となっております。

以上です。

庄野主査

各保育所の保育士の配置人数であります、まず中央保育所のゼロ歳児、正職

員1人、嘱託職員ゼロ、1歳児、正職員1人、嘱託職員1人、2歳児、正職員1人、嘱託職員1人。東栄保育所、ゼロ歳児は入所児童数がありませんので、配置はありません。1歳児は正職員1人、2歳児は臨時職員で1人対応します。二の坂保育所、ゼロ歳児、正職員1人、1歳児、正職員2人、2歳児、正職員1人、嘱託職員1人。一の坂保育所、ゼロ歳児、正職員ゼロ、嘱託職員1人、1歳児、正職員1人、嘱託職員はゼロ、2歳児、正職員ゼロ、嘱託職員2人。花月保育所、ゼロ歳児は正職員ゼロ、嘱託職員1人、1歳児、正職員1人、嘱託職員1人、2歳児、正職員1人、嘱託職員2人。江部乙保育所、ゼロ歳児は入所児童数がありませんので、保育士の配置はございません。1歳児、正職員1人、嘱託職員ゼロ、2歳児、正職員ゼロ、嘱託職員1人。看護師の配置につきましては中央保育所に1人、花月保育所に1人、栄養士につきましては2名で全保育所の栄養管理をしています。

以上でございます。

池田主査

民生委員推薦会への提供資料についてですが、民生委員推薦書、市から道への提出様式になりますが、その中に氏名、住所、年齢、職業、町内会役員等の経歴、現住所の居住期間、家族の理解の確認等が記載されております。それをもとに民生委員児童委員選任要領に基づき審査し、推薦決定しております。

75歳以上の民生委員の人数ですが、平成25年3月1日現在で15名となっております。

宿泊を伴う研修の件ですが、個人負担については民生委員として民児協の代表として参加しておりますので、個人負担のほうはございません。飲食代につきましては、会議の開催要綱に基づいて旅費、負担金等を支出しております。

社会福祉協議会の事業費等の構成や人件費分の人数や金額、補助金継続についてを見直すかどうかという部分につきましては、補助金は運営費分として人件費1,443万5,000円と事務費117万9,000円、事業費としてふれあい電話20万円、心配ごと相談52万円、道戦没者追悼式引率として5,000円、団体助成としてボランティア連絡協議会43万5,000円、遺族会8万1,000円、保護司会滝川分区6万円の3つに分かれております。人件費の比率としましては85パーセントとなっております。運営に伴う人件費分の内訳としましては、職員3名、嘱託職員2名、臨時職員3名が対象となっております。社会福祉協議会は一般社会法人ですが、社会福祉法に定められた行政区ごとの組織でありますので、運営資金の多くが行政の予算措置となっております。そのため、半官半民とも言える運営は両面のメリットを生かした事業を展開することができておりますので、共同募金委員会や日赤等、ボランティア連絡協議会の事務局等も担ってございます。補助金予算の算定につきましては、その事業の内容や必要性、公益性を検討しつつ、今後も継続してまいりたいと思います。

関山主査

未熟児養育医療についてお答えいたします。

財源につきましては、国2分の1、道4分の1、市4分の1となっております。乳幼児の肌着、おむつ等の貸付料については保険適用外ですので、自己負担となっております。未熟児養育医療の給付については、総医療費の3割または2割分と食事療養費が対象となります。8割または7割分につきましては、加入している健康保険で給付されることとなります。自己負担分については、その世帯の所得状況に応じて一部負担金を徴収いたしますが、その部分につきましては乳幼児医療費の申請を行うことにより払い戻しを受けることができます。

深村副主幹

以上です。

私のほうからは、滝川更生園、新生園の運営に関する経費と関連議案であります事業団関連、こちらの施設譲渡に向けたスケジュールについてご説明をさせていただきます。

先ほど福祉課長より、滝川更生園、新生園の離職者が昨年からことしにかけて相次いで、その退職補充がなされたという報告がございました。それにあわせて、事業団サイドといたしましても現在組織固めを急いでいるところでございます。したがって、その組織固めが終わって4月、新年度の体制が整った段階からまた譲渡協議の問題はスタートをしていくということから、現時点で明確なスケジュールをここで申し上げることは控えさせていただきたいと思います。

続きまして、その管理を受託する事業団の本部体制という部分につきまして私のほうからご説明をさせていただきます。委員さんご説明のとおり、昨年12月末日をもちまして常務理事が一身上の都合により退職をされました。やはり理事長も昨年11月1日に就任されたばかりで、過去の経過を知って理事長を支えていくといった上での常務の立場、その常務がいなくなったということは非常に痛手でありまして、人選を急いでいるところではありますが、反面理事長といたしましても人事については非常に慎重に対応してまいりたいという意向も伺っております。これまで市といたしましても理事長と相談あるいは意見交換等を行ってきておりますが、そうした中で組織体制として本部機能の支障が出ない範囲で早期に体制づくりを進めていくということをお伺いしていると同時に、事務局長につきましては今現在入院加療中ということでございます。そちらのほうの退院のめども見据えながら、恐らく新年度の組織体制として理事長の構想の中には出てくるものと思っております。いずれにいたしましても、各施設、13施設の管理運営を行っていただいている事業団でありますので、しっかりとした運営体制を指定管理をしていただく立場として市のほうからも申し上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

林 主 査

私のほうから、生活保護に要する経費についてお答えいたします。

生活保護の改正について、現在生活保護制度の見直しにつきましては生活扶助費の見直しと医療扶助の適正化等が主なものと言われております。生活保護基準の見直しにつきましては、国の試算によりますと生活扶助費の何らかの減額が見込まれる世帯につきましては9割を超えと言われております。ただ、本日現在実際に改正となる基準金額が示されておりませんことから、本市における各世帯単位への影響については今現在図りかねているところでございます。また、医療扶助の適正化につきましては後発医薬品の使用を原則とすることが予定とされております。現在も後発医薬品については、一旦使用してみるよう、その利用を促進しているところでございますが、原則後発医薬品を使用することによりまして医療費が抑制されることが考えられますが、医師による使用の判断、可能との判断に基づき後発医薬品を使用することになりますことから、これに伴い生活保護受給者の方に対する医療に対しての影響については及ばないものと考えております。

ケースワーカーの家庭訪問計画ですが、生活保護受給世帯に対しまして世帯の状況や抱える課題等から、それに応じまして月1回以上訪問を要する世帯、2

カ月に1回以上、4カ月に1回以上と世帯によりまして訪問基準を定めております。この基準に基づきまして訪問計画を立てているところですが、現在各ケースワーカーは毎月おおむね25世帯程度の定期的な家庭訪問をしております。また、突発的な事項に対応するため、必要に応じまして随時に家庭訪問も行い、対応しておるところでございます。

3点目になりますが、特別な支援を要する世帯ということで、現在9世帯と把握しております。この9世帯の対応につきましては、家庭児童相談室、教育委員会、学校、児童相談所、また医療に関係しまして病院ですとか、高齢者でしたら介護事業所、地域包括支援センター等関係機関とも連携し、ケア会議開催等によりお互いの役割分担等を協議しまして、生活保護担当としましてもその状況を確認して生活指導、助言等支援を行っているところでございます。また、我々としましては民生委員さんとも連携しまして生活状況の把握を行いまして世帯に対して支援の必要性を把握、指導助言を随時行っており、問題がありましたら関係機関とケア会議を開催し、その連携に努めているところでございます。

最後に、就労支援につきましては、ハローワークとの連携によります福祉から就労支援事業活用や当福祉事務所で策定しております就労支援プログラムの活用により行っているところでございます。資格取得につきましては求職者支援訓練制度、こちらを活用しましてその取得を目指し、就労に結びつくよう指導助言をしているところでございます。最近では、ホームヘルパー講習に8名が、パソコン講座に6名が参加し、資格取得をされたところでございます。なお、今申しました資格取得した2世帯が資格取得を生かした就労を開始されまして生活保護からの自立に至っております。

以上です。

松澤室長

私のほうから、災害救助に要する経費の、具体的には宮古市への支援になりますけれども、お答えさせていただきます。

宮古市につきましては、平成23年、大規模震災が起こった直後から支援をしてきてございますが、現在のところ給食の食材、これを続けてございます。また、25年度につきましては宮古市さんと協議をさせていただいた中で子供たち、小学校、中学校、37校ございますけれども、調べ学習用の図書がちょっと整備がおくれているというお話を伺いましたので、25年度からは百科事典になるのですが、これを支援していきたいと考えてございます。

以上でございます。

樋郡部次長

それでは、未熟児養育医療に要する経費の中で積算人数のお答えを答弁漏れしていたように思います。それで、私のほうから答えさせていただきますが、25年度の積算人数は15人を見込んでおります。なお、24年については道のほうにお伺いしますと12件あったそうでございます。ただ、この12件のうち25年の4月1日のときに滝川市のほうに引き継がれるものはないと伺っております。以上でございます。

国嶋課長

私のほうから、新生園の退職者に伴う職員体制ですが、現在12月末で退職された施設管理者の方、その方については1月1日付で内部異動により配置を済ませております。また、サービス管理責任者、この方については3月から休暇に入っているということで、3月1日付で新たな職員を内部異動により配置しておりまして補填をしております。これらの把握の仕方ですが、滝川市の施設で

ございますので、施設管理者、サービス管理者、生活支援員、その他の勤務状況、人の異動がありました場合は滝川市が道に対して変更の報告をさせていただいております。また、施設管理者及びサービス管理者に求められる資格、経験年数等については配置されている職員についてはクリアしていると判断しております。

次に、アイガモ事業の休止による管理代行から除かれる施設ですが、25年度の協定書、現在では除いている施設はございません。事業団に確認しておりますが、今アイガモについては休止状態でありますけれども、3月1日で職業指導員として担当する職員の方の雇用もしたと、作業等も再開を目指しているということでもありますので、年度当初施設管理代行先から除いている施設はございません。

次に、代行負担金の財源内訳ですが、財源につきましては先ほど申し上げましたように介護給付はそのまま、臨時的に単費の行政負担につきましては予算上は現在見込んでおりません。管理協定書の中には、施設の設置そのものに係る、要するに老朽化等のものについては市が負担すると、また100万円以下の軽微な修繕等については事業団に負担していただくという協定書になっております。それに基づきまして、故障、修理、改修が必要な点を協議してそれぞれの負担を決定しております。

以上です。

堀 主 査

新生園の介護給付費等の積算の関係でございまして、介護給付費の内訳等で24年度、今度は新体系のほうに変わしまして、旧法のほうから就労継続支援B型ということで24年度予算を計上したところでございます。それで、実際介護給付費の内訳等が例えば新体系で就労継続支援B型、569単位とか、福祉専門職員配置加算とか、食事提供加算とか、いろいろそういう報酬単価を利用人数で積算いたしまして、ただその旧法から激減した場合の90パーセント保障等を対応して新体系定着支援事業という補助金が24年度もつきまして、それを見込みまして今年度実績見込みを立てまして25年度の予算計上をしたところでございます。

以上です。

窪 之 内

再質をさせていただきます。

まず、民生委員の民生委員推薦会への市としての情報提供なのですけれども、氏名、住所、年齢、町内会の役員歴の有無、家族の理解の有無というのは、これはどんなふうにして調査をされて、そういった欄を設けているのかということが余りよくわからないのですが、それで役所がそうした名簿をそろえる際の名簿上に上げる人をどう選んでいるのかなど。その場合に、現状民生委員をやっている人の名簿を新たにということではなくて、補充しなければとかという人の名簿だけを出すのかなどと思うのですけれども、そこも含めて再質をいたします。

次、更生園と新生園の関係なのですが、アイガモ休止は早期に再開をしたいということで、人的にもそういうような措置がとられているということとお聞きしたのですけれども、再開の時期とかについては向こう側の計画が明らかにされているのか。西9丁目の施設も含めて全部委託するということ、管理代行の中に含まれるということだと思えるのですけれども、その作業の再開については専門でやってきた人がいなくなったわけで若干心配もするのですけれども、人

的には大丈夫だと市として押さえておられるのかどうか。

それと、移譲のスケジュールについては、今のところは言えないと。本部体制が決まった4月から新たなということなのですが、何か本部体制が決まらない場合もあり得るのかなと。そういう本部体制が決まるか決まらないかわからないところに最優先課題として1年間の指定管理の特例を設けて、その1年間で譲渡問題が解決するのかなと。すごく不安なのですが、その辺の見通しをどう把握していればいいのかどうかお伺いいたします。

次に、老人福祉センターの老人健康相談員を嘱託から臨時に変更した理由、本人の希望なのかどうか。それによって相談員の報酬から賃金に変わったことによって、金額的な変化がどんなふうになったのかなということをお伺いいたします。

次に、保育所の運営管理に要する経費なのですが、栄養士の関係は2人で全保育所を見ているということになれば、事業団関係と市の直営とをあわせて見ているということになるのですが、これは栄養士の人件費分を事業団と案分しているというふうに考えていいのかどうか1点と、ちょっと驚いたのですよね、配置が。先ほども言ったように、ゼロ歳は3人に1人ですよ。1、2歳が6人に1人の保育士を置かなければならないというふうになっているのですが、例えばその基準を中央保育所、予定児童数7人に対して保育士1人、2人以上置かなければならないところに1人ですよ。中央保育所、2歳児15人に対して正職と嘱託が1人、これだと12人分しかないのでよね。また、そういうふうに基準を満たしているとは到底思えない人的配置の予定数なのです。これは、不足分はその都度の臨時で補うということでの配置なのか。一の坂もここは本当に低年齢児の希望者も多いところなのですが、ゼロ歳2人に対して嘱託が1人です。1歳児16人に対して正職1人、2歳児19人に対して嘱託2人です。こんな配置で基準を満たしているとは到底思えないのですが、その辺とこういった基準に対しての人的配置に対してどのように捉えているのかなということをお伺いしたいと思います。

次、生活保護費についてですが、9割程度の方が生活扶助費の引き下げということに減額という可能性を秘めていると。これ基準が示される時期と、示された場合に保護受給者にどのような周知を行っていかうとされているのかについてお伺いしたいと思います。

以上です。

国嶋課長

民生委員推薦会につきまして、まず承諾いただける方からはご本人から承諾書と経歴書をいただきます。その際、お話にありました家族の理解といいますのは、民生委員さんのお名前、電話番号、住所は広報等にも掲載しますし、公表する情報となります。その際、民生委員さんが不在のとき、ご家族にご足労をかけることもあると、またそういったことを嫌われて承諾いただけない方もいらっしゃると思いますので、それは口頭で確認させていただいた上で履歴書等に記載させていただいております。この様式は、先ほど申しましたように市から道へ推薦する際の決められた様式でございますので、それらを埋めて提出することになります。また、名簿に載る中身ということですが、ことし11月末で切れます。一斉改選につきましては、再任の方も含めて117名全員が載ることになります。通常任期の途中の場合、その方の場合退職者の方だけということになります。選択の手法ですが、今年度既に4月に現在の委員の方に継続していただ

けるかどうかの意向を確認を行います。それに応じまして、やはり体力的、年齢的、またご家庭の都合などで継続が難しいという地域につきましては現職の方の推薦、町内会の方への相談、推薦、それら考えられるだけあらゆる手段を通じて事務局のほうで打診をさせていただいております。ぜひ雪が解けましたら、もしよろしければ議員の皆さんにも推薦をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、新生園のアイガモの休止、再開の時期ですが、再開がいつからできるかということについては、まだ報告は来ておりません。3月1日付で元養鶏、鳥を飼っていた経験のある方を嘱託職員として雇われたと、それで今一から始めているというお話を伺っております。理事長のお話では、規模の見直し、施設の集約等も含めて検討しているということでございますので、私どもにつきましてはもう少し時間をとりたいと考えております。

6番目、最後、生活保護の示される時期ということですが、予定では8月からということですので、それ以前には示されるものと考えております。また、生活保護、こういった一斉基準改定につきましては通知書に基準改定によるという文言は載ることにはなります。そして、金額の変更も載ることにはなりますが、ただ高齢者の方が多いこともありますので、担当とも協議しまして国の制度改正等のわかりやすい説明書を一部でもつけたいと今は考えております。

以上です。

佐々木部長

窪之内委員さんからの再質疑で、事業団の本部体制等のお話がありました。ちょっと先ほどの深村副主幹の話とダブると思いますけれども、本部体制につきましては4月以降に向けてしっかり構築するように進めております。そういった中で市としては、来年の全体の運営をお願いしていくということでございます。

それと、もう一つ、スケジュールですけれども、きのうも介護特別会計の委員会で委員さんからもご指摘、ご指導いただいたのですけれども、やはりそういった中で焦らないでじっくりということで、私どももそういう考えでおります。理事長を支えというか、理事長の持論としては事業団施設の設立経緯から、やはり滝川市との連携を密にしっかりやっていきたいという、そういった思いが強い方でございます。そういった中で、じっくり市も支えながらやっていきたいのですが、といっても少し急ぐ課題もあるものですから、急ぐもの、じっくり進めていくもの、それらいろんな課題に向けて今後しっかり始動していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

須藤主査

老人福祉センターの老人健康相談員の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、老人健康相談員の業務につきましては、中央老人福祉センターに来られる来館者、そして老人クラブを巡回をしての健康相談、そして健康増進に関する指導を行っております。今回臨時職員への変更ということなのですけれども、まず長年勤められてきました健康相談員の方から昨年の秋、体調面をちょっと理由にして継続が難しいということで今月いっぱい退職ということになっております。その時点で人員的な体制を検討することに至ったのですけれども、まず近年老人クラブの数が減っていると、それと会員数も減っている、それと中央老人福祉センターに来館される方も減ってきているという状況も踏まえて、業務内容を変えなくても時間数を調整してサービス内容の低下は招かないだろ

うと、市民の方への影響はないだろうということで臨時職員に移行しております。もう一点は、介護福祉課全体の嘱託職員、臨時職員のバランス、必要などころに配置をするということを考えてことも理由の一つということになっております。人件費の差額はどのぐらいかというお話なのですが、実はこの老人健康相談員の人件費につきましては一般会計と特別会計、地域支援事業ですけれども、そちらのほう会計が2つにまたがって支出をしております。一般会計分の差額につきましては23万4,000円の減となっております。

以上です。

庄野主査

保育士の配置についてでございますが、不足分につきましては全て臨時職員で対応しておりまして、基準内での配置を満たしております。あと、栄養士の人件費につきましては、市の正職員が1名と嘱託職員1名でございまして、事業団との案分は特にございません。

窪之内

まず、民生委員について、一体民生委員推薦会って何するのでしょうかね。だって、役所が推薦したり、町内会から推薦をもらうのですよね。推薦会が推薦するのではなくて、推薦されてきたものをチェックする機関だというふうにだけ考えればいいのか。そうしたら、役所は何に基づいて推薦しているのかなと。先ほど議員の方でもとこと言ったのだけれども、なぜそうやって言うのかという、地域でこの方が民生委員としてふさわしいのかという、そういう疑問を投げかけられる地域の方もいらっしゃるのです。自分の地域の民生委員としてふさわしいのかという疑問を投げかけられる方もいらっしゃるのです。そういうことであれば民生委員推薦会というのは、推薦されたのをチェックする機関であれば、推薦会という名称はおかしいのかなと思うのですけれども、お考えについてお伺いしたい。

次に、事業団の関係なのですが、焦らないでじっくり話し合いを進めていきたいと第2予算のほうで話が出たということだと思っておりますけれども、問題にされていたこれからも市がつくったそういう施設を譲渡する、そして運営してもらうに当たって市として一定の関与をできるような体制、相手との体制ということをやっぱりつくっていく必要があるのではという話はされていたと思うのですけれども、この辺についての理事長の考えも含めて、そういった市が一定程度関与できるような体制構築ということについてはどのように進めていかれると考えればいいのかお伺いしたいと思います。

それと、老人福祉センターの関係の臨時職員の方は、今までたしか保育士の資格を持っていたのかなと……看護師か。そういった資格を持っている方が当たるのかどうかを改めてお伺いしたいと思います。

あと、保育所のことなのですが、こういった不足、基準から見た不足を臨時で全て賄うということについて、別に何にも問題はないのだ、適切な保育環境をこれでやっていけるのだと。せめて嘱託職員も配置するという考えはないのかについて、そういった指導をしていくとか、そういった方向をとるという考えはないのか、これは副市長にお伺いします。こういったことは、やっぱり市の姿勢ということにかかわってくると思うので、本当に驚いたのですよ、私。この正職と嘱託職員の配置がこんな状況だというふうには思っていなかったのです。そうした今後の姿勢についてお伺いしたいと思います。

以上です。

国嶋課長

民生委員推薦会の件につきまして、推薦会委員の中からも窪之内委員と同じご

意見をいただいたこともございます。これでは、私たちがただこれを認識、チェックするだけなのかと。ただ、組織の名称、運営のあり方については、これは法に定められているものですから、現在私どものほうで勝手に変えることもできないと。また、推薦のあり方についてなのですが、現在は非常にやり手が少なく、正直ご本人から承諾をいただければ推薦に足るという事例が続いております。本来であれば、定数を超える推薦があるという場合は優先順位をつけてというようなことも推薦会の職務ではあるのですが、現在はそういう状態にはなっておりません。また、審議のことはともかくとして、周りの方があの人がというようなお話、また民生委員に対する苦情も私どものほうでも伺っております。それは、会の会長及び地区の会長等からその点については指導をしていただくようにはしておりますが、ただ、今のあり方でその方の例えば本当の詳細な性格なり身上調査をした上でという形はちょっとできかねます。もし不都合がある場合については、会としてその方の指導、適正化を促すように努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

須藤主査 老人福祉センターの健康相談員の関係ですけれども、これまで同様、看護師の方の採用を予定しております。

以上です。

佐々木部長 事業団との一定程度の関与ということのお話がありまして、今指定管理を受けまして、それから今後話が進展しまして、内容が進展しまして、譲渡したときの内容によって若干違うのですけれども、譲渡してからは協定書の中で方向性がぶれないようなことを位置づけして関与していくという方法があります。それとともに、やはり今、それからこれからは市と指定管理者、受ける側とこれまで以上にもっと、市と連携をしたいということでもっと綿密にしていきます。それをどこに書く書かないではなくて、これまで以上にそういうものをしっかりやっていきたいという、具体的に進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

吉井副市長 ただいまの事業団との一定の関与に関しましては、佐々木部長の言ったこととございますけれども、新理事長が去年就任されまして、この問題についてはきちんと一緒にやっていこうということの中でいろんなお話し合いをさせていただいています。これは、劇的な変化ではないかなと思っていますし、今後もきちっとやっていく、頻繁な打ち合わせ、いろんなやりとりも含めて本当に施設譲渡に足り得る新しい事業団になっていただかなければ困るわけでございまして、これは十分にご理解、新理事長はいただいていると思いますので、しっかりやっていきたいと思います。

それから、保育所の関係については、事業団にお願いしている保育所については、これもさらにこの一連の流れの中で新しい体制の事業団のほうにきちんとお願いもしていきますし、市で直営している保育所につきましてはいろんな財政状況等もございますけれども、きちんと適正な形の中に向けて今後も努力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

窪之内 済みません。1点だけ聞き忘れていたのは、栄養士の関係が全保育所の栄養士を担当しているのに事業団の案分が全くないというのは、これは一定の費用をきちんと受け取るべきだと思うのですが、この点について1点だけ。

樋郡部次長 ただいまの栄養士の関係でございますが、滝川市の正職員1人と、それから昨

年度までは1名は臨時の栄養士でございましたが、25年度からは管理栄養士の資格を持っている嘱託職員1名を配置することでやっていきますけれども、保育所については市直営と、それから事業団と2つに分かれているのですけれども、保育をやるに当たってはどの施設に行っても同じ保育状況でなければだめだという考えが実はございます。そういう意味で献立等、栄養等にかかわるものについては滝川市直営の栄養士が中心となって進めているのが現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

窪之内

理解できないのです。事業団が管理代行でやっている保育所も市の栄養士の指導を受けてそういったメニューをやっている以上、やっぱり事業団に少なくとも一定の人件費について、今年度ではなくて次年度以降に考えるということが私は必要だと思うし、やっぱり求めていく必要があるのではないかと。役所だってそういう一定の部分に面積割とかを課しているということを考えれば、やっぱり人的にもそういう人件費についても全部見るという方向をとるべきではないと思いますが、改めて伺います。

樋郡部次長

ただいまの件につきましては、窪之内委員さんのご意見と承りまして、次年度以降詳細を検討しながらまたご報告させていただきます。

委員長
大谷

ほかに質疑はありますか。

79ページ、児童母子福祉費のところです。母子家庭の自立支援で、先ほどの質疑、答弁の中から求職希望する者についてはホームヘルパー、それからパソコンの資格を取得して就労に結びついたら。大変よかったなと思うのですが、そういう資格に挑戦できるような能力がないと言ったら悪いのですが、簡単な仕事については働けるかなと思う人もいるのですよね。そういう人に対しての就労の指導というのは、どういうふうにしているのかなと。例えばケースワーカーが訪問される中でやっているだとか、そういうのがあれば教えていただきたいと思います。

それから次、83ページなのですが、生活保護にかかわって月1回、2カ月に1回、4カ月に1回というケースワーカーの訪問について答弁がございましたが、この行った場合について、ほとんどが例えば先にこの日に行きますよという連絡のもとに直接会って相談、指導ができていいのか。以前に大きな問題があったときには、何回も行っていると、ただしほとんど会えていなかったということもありましたので、そういうことについて現在どうなっているのかと。

それから、生活保護の受給については市民の中から、例えば偽装離婚だとか、ちょっと働いているけれども、申告していないだとか、いろんなことを聞くのですが、それが本当かどうか私のほうではわからないのですけれども、そういった苦情のようなものは問い合わせ等があるのか、そういう実態が本当はあるかもしれないと思われているのか、その辺を伺いたいと思います。

以上です。

樋郡部次長

それでは、私のほうからは母子福祉に要する経費の母子家庭自立支援給付金のことについてお答えいたします。

先ほどの答弁のほうは、生活保護受給者の自立支援の答弁だったと思うのですが、母子家庭につきましては訓練なのですから、ヘルパー等の簡易な資格が1つと、それから准看護師だとか介護福祉士だとか高度な技量を要するものと2つございます。そんな中で、個別にご本人とご相談をしながらこの制度の利用の仕方を指導しているところでございます。参考ですが、ことし、

25年の3月末で介護福祉士を修了される方が4名いらっしゃいますが、この方たちは自立支援に向けてこれから頑張っていくところでございます。

以上でございます。

国嶋課長

生活保護の訪問計画等につきましては、原則通告しての訪問はしておりません。生の生活実態を把握するためにということで、随時訪問をさせていただいております。また、もし不在の場合、通院、買い物等で不在の場合には不在連絡票の投函もしくは電話連絡等での予定の確認、そういった場合、時間を調整する場合は何時にということでお約束してケースワーカーが伺うこともございます。また、偽装離婚、収入の無申告等の問題につきましては、偽装離婚という事態は私どものほうでは把握はしておりません。ただ、苦情等はたまにございます。それにつきましては、市民の方にその苦情として言っている相手方が生活保護である等も私どものほうからは言えませんので、そういったことは情報として伺って、もし該当者がある場合については本人確認、もしくは悪質と思われるものについては厳正に対応させていただきたいと思っております。

以上です。

大 谷

それでは、偽装離婚等そういう不正受給については、滝川市としてはきちんとしているから、そういうことはないということ saying いいのですね。きちんと対処しているよと。もしそういう実態があるのなら、直接言ってくださいということ by よろしいかどうかということと、ないという押さえで今お聞きいたしましたけれども。

それから、母子家庭等就労支援についてですが、資格を取るまでいかないけれども、例えばこういったハローワークとの話し合いの中でこういうところがありますよというような紹介等についてもされて、そして就労に結びつくというケースもあるのかどうか。

国嶋課長

私が存じている限り、滝川市で偽装離婚ということで発覚したような事例はございません。また、偽装離婚というのがどういう定義なのか。生活保護を受給している女性の方が例えば母子の方であれ、単身の方であれ、男性と交際を禁じるものではありません。私どもとしては、例えば居住を一つにする、生活実態が一つになったような場合については、それは生活保護上問題があると指導、指示を行います。また、収入等の無申告等につきましてはチラシ、文書、本人への口頭、文書指示等をやっておりますが、悲しいことにやはり毎年ございます。これにつきましては、私どものほうで収入の申告調査を毎年実施しております。その際に、私どもに申告していただいている収入との差額が出る場合、収入がないという申告があったにもかかわらず、実際は稼働収入が出てきた場合、そういった場合については生活保護法の第78条による徴収返還もしくは第80条、警察への告発を含めて幹部職員以下、検討をすることにしております。

以上です。

関山主査

母子家庭の自立のための就労の支援についてご説明いたします。実際のところ、お子さんが小さくて母子家庭になられる方が多いことと、なかなかそういうところで仕事を見つけるというのは難しいのが現状でございます。でも、毎年1回現況届けのときに受給者の方とお話する中で就労したいという申し出があったり窓口相談に来た場合には、ハローワークのほうと連携をとって仕事のあっせんをお願いしたりとか、そういうことの相談には随時対応しているところでございます。

委員長
坂井

ほかに質疑はありますか。

71ページ、3款1項1目、社会福祉対策に要する経費の中の社会福祉協議会貸付金、これの250万円なのですが、これの使途といいますか、貸し付けですから当然返してもらわなければだめだと思うのですが、そういったものも含めて伺います。それが1点です。

それと、83ページ、3款3項1目、生活保護に要する経費のうちで医療扶助の部分なのですが、先ほど窪之内委員の質疑に対しての林主査の答弁で、今後の生活保護の医療費に関して後発薬の促進といいますか、努力目標とするといったような答弁があったと思うのですが、逆にその答弁を聞いてびっくりしたのですが、今まではそうではなかったのかということでの質疑です。この積算のうち、薬剤費は幾らを見込んでいて、先発品と後発品の薬剤費の割合をお伺いいたします。それと、それは一般の人と比べてどうなのかということについてお伺いいたします。

以上です。

国嶋課長

社会福祉協議会の貸付金250万円の使途でございますが、これは滝川市と滝川市社会福祉協議会が協力して独自に行っている市民を対象とした臨時生活貸付金、上限3万円となりますけれども、その原資になります。従前、最初スタートしたときは600万円ほどございましたけれども、ただやはり死亡されたり転居されたりで貸し倒れもございます。その督促等につきましては、社会福祉協議会でも真摯にやっけていただいておりますが、やはり焦げつく面も出てはおります。そのときは、市と社会福祉協議会で話し合いをした上で、金額の見直しをしてきた過去がございます。金額につきましては、貸し付けという種類から返還を含めて年度をまたがりますので、その時点で現状では250万円の貸し付けと入金という処理をしてございます。

次に、生活保護、医薬品、ジェネリック、現在の目的が努力目標とされております。次回恐らくならないのではないかとというのも、今度は原則ジェネリックと聞いております。ただし、医師の指示によりと。私どもの指示ではございません。ここが従前と変わらない部分かなと認識しております。ですから、そのドクターがジェネリックに変えてもいいと、本人の希望もあってということであれば、薬剤費については多少の減はあると。現在薬剤費の割合とジェネリックの割合、滝川市の状況はちょっと個別には今把握しておりませんが、全国的な国の資料でいきますと一般の健康保険加入者に比べて生活保護のジェネリックの割合は5割以下だという資料がたしか出ていたと思います。

以上です。

坂井

今の生活保護の医療費扶助に関することでの再質疑でございます。努力目標から原則後発品に切りかえなさいというような通達が出される見込みということなのですが、それも医師の側での薬剤の判断ということで今お伺いしたのですが、そうすると例えば生活保護を受けている患者さんが病院へ行った場合には、医師はその人が生活保護かどうかということがわかっている前提ということですよ。そうすると、個人保護の観点からそういうのは問題はまずないのかということが1点と、今まで努力目標だったのが原則ということになるということなのですが、今後そういった制度が改正された場合の先発品と後発品の薬剤の処方の方に関しては、市ではそこに関して関与ができないということによろしいのかということの確認をさせていただきます。

国嶋課長

個人情報関係ですが、ドクターはカルテを見てその方の診察を行います。カルテには、加入されている健康保険の記載欄がございますので、生活保護の方についてはその健康保険番号がないと、生活保護扱いということですので、カルテを見れば一目瞭然と。また、ドクターには我々と同じように守秘義務が科せられておりますので、その点は問題ないと考えております。

ジェネリック医薬品に対する市としてのこういった指導ができる、関与ができるかということなのですけれども、ジェネリック医薬品の使用を希望しない場合、その理由を確認するということになってはおります。ただ、基本となるのはあくまでも医師の判断ということですので、先日行われた全道の調査、地域は申し上げられませんが、市の地域でその市の医師会が同意しないということでジェネリック医薬品は導入しないというような回答をしていた市もございました。私どもとしては、ジェネリック医薬品の導入、今委員がおっしゃったように後発と先発についても差異がないということの周知を含めてチラシを受給者のほうに配付して、また訪問の面談の折については先生に聞いてみたいというような確認もしております。今後の対応ですが、正直見込みとお話ししましたが、一番最初にこの情報が流れたときは必須という情報が流れました。生活保護の受給者の方については、必ずジェネリック医薬品に代替がきくものについてはそれでなければだめだと、それでなければ認めないというような最初の情報だったのですが、それが今だんだん変わってきております。ですから、あと数カ月のうちに変わらないという保証はございませんので、最終的に本当にこういった扱い、私どもの関与がどの程度できるのか、ちょっとまだ未定な部分がございます。

以上です。

委員 長
小 野

ほかに質疑はありますか。

2つばかり、簡潔に質疑をさせていただきますので。

まず、76ページ、3款1項4目で説明欄にあります虹のかけ橋公園の管理に要する経費、管理代行負担金166万4,000円とあるのですが、私もよくこの場所を通るのですが、これの内訳ですか、どういう内容をやっているのか、全然目には入ってこないのですけれども、これだけのお金をかけているその対応の仕方、それを確認したいなと。

あと、80ページの民生費の中で、3款2項3目児童福祉施設費で児童館母親クラブ活動費補助金ということで、お母さん方は一生懸命頑張っているのですが、減額になっていきますけれども、その減額になっている理由を聞きたいと。

以上、2つです。

樋郡部次長

それでは、私のほうからは81ページの児童館母親クラブ活動費の補助金についてご説明させていただきます。

この補助金につきましては、これまで補助金で交付されておりましたが、実は平成24年に入ってから一般財源化された経緯がございます。そんな中で、24年度については予算化していたこともありますので、これまでどおりの補助金として交付させていただいております。しかし、25年度についてはこれらの事情も踏まえながら積算させていただいておりますが、まず子育てについては地域の方とともに、子供たちを育てていくということとはとても大切なことであって、また保護者との連携もとても重要なことになっております。そのようなことか

ら、今年度はこのような額とさせていただいております。なお、母親クラブは市内に9カ所ございます。

以上でございます。

堀 主 査

虹のかけ橋公園の関係でございますが、今現在管理代行負担金につきましては身体障害者福祉センターのほうにお願いしております、トイレの関係、また冬囲いの関係、また花壇づくり、除草等も含めまして身障協会のほうにお願いしております。実際単価につきましては、シルバー人材センターの単価を採用させていただいております。

以上です。

委 員 長
副委員長

ほかに質疑はありますか。

それでは、質疑をさせていただきます。

最初に、3款1項1目の民生委員の活動ということでお聞きしますけれども、民生委員のなり手がなかなかいないという、この根本要因はどこにあるのかという、この点について1点伺います。

2点目に、73ページの3款1項2目障害者福祉費について、育成医療費扶助の150万円ですが、これの内容とこの数字の根拠について伺います。

3点目、同じく重度心身障害者医療に要する経費で、件数が今年度2万131件を予定していると思います。前年が2万2,713件ということで2,582件減っておりながら金額ベースでは1億1,430万円と前年が1億1,135万6,000円ということで295万4,000円ほどふえていると。件数が減っていて金額がふえているというこの逆転現象の説明を伺います。

4点目ですが、75ページの3款1項3目の老人福祉費でございますが、老人クラブの運営費の補助金も連合会運営補助金も減っているわけですが、私も老人クラブに加入しているメンバーの一人として、非常に運営が厳しくて、特に会長さんとか役員の方には何か催しをする予定のときには、安いチラシを調べて、その都度その商品をストックして運営しているという実情があるのです。そういう実情を知っているものですから、この助成金、補助金の減額になったわけをお聞きしたいと思います。

最後になりますが、83ページの生活保護の点ですが、今国ではやっぱり不正受給に対しての取り締まりをしっかりとやっていこうということと就労の支援をしていこうという、この2本の柱をしっかりと打ち立ててやっていくことになると思います。そういう意味で、今いろいろお話を聞いていますと大谷委員から言われていた協議離婚みたいにして、実態は一緒に生活しているのに別生活しているみたいな家族もいるよということを言われたと思うのですが、私もその実態については聞いています。また、片倉みたいなのはないかもしれませんが、就労支援について特にお聞きしたいのですが、今働ける年代でありながら何らかの病気でこの保護の世話になっているという方もいると思うのですが、そういう段階で就労支援をするというようなプロセスについてお聞きしたいのと、もう一点は片倉のときに特に思いましたが、そのときもなかなか会えないという答弁もありました。保護担当の職員は大変だと思いますけれども、やっぱり夜の7時以降に行くとか、訪問に。朝の7時前後に行くとか、こういう変則的な訪問をしないと、なかなか本当にその実態というのはつかめないのではないかなと私は思っているのですが、それに対する考え方を伺います。

以上です。

須藤主査

ただいまの堀委員さんからの質疑にお答えさせていただきます。

老人クラブ運営に要する経費の予算減の関係ですけれども、まず補助金については北海道が補助単価を設定をしております。そして、国、道、市、それぞれ3分の1の範囲内で予算を交付しておりますけれども、まず老人クラブ運営費補助金につきましては単位クラブに対する補助金であります。これが1クラブ当たり基準額が月額2,700円の掛ける12カ月分となっております。ですので、今回予算減につきましては平成23年度から24年度、31クラブあったものが今30クラブに減になったということでその差額、3万3,000円の減となっております。もう一点、老人クラブ連合会運営費補助金につきましては老人クラブ連合会に対しての補助金であります。こちらにつきましては、一般事業分と特別事業分とに分かれておりますけれども、これも一般事業分の中に会員数、単価62円ではあるのですが、会員数が減ったことによって予算減となっております。

所管課としましては老人クラブ自体、今高齢化が進んでなかなか加入率が上がらない、低下が深刻であるということも聞こえております。背景として、老人クラブだけではないと思います。町内会もそうだとは思いますが、個人を重んじる風潮ですとか、趣味、価値観の多様化が見受けられるのかなと思っております。老人クラブの活動自体で仲間づくりだとか、生きがいがづくりについて、外出機会の創出にもつながっていると思います。閉じこもりの予防にもつながっていると思います。そういうことも踏まえて老人クラブというのは有用なクラブだと思っておりますので、今後例えば事業展開の方法ですとか会員の増加策だとかということについては、各クラブとも一緒に考えていきたいと思っております。なお、老人クラブ連合会の役員とは不定期ながら懇談の場を設けて、その時々に応じた老人クラブの課題等を話し合っている状況であります。

以上です。

国嶋課長

まず、1点目の民生委員さんのなり手がいない根本要因はということでございますが、現在例えば昔であれば60歳定年という方が多うございました。ただ、経済状況を含めて稼働を65歳まで、もしくは働けるまでと延長される方が多いのも事実だろうと思います。また、民生委員さんという職務柄、最近例えば高齢者の孤独死、札幌でありましたような障がい者の方の孤独死のような事件、そういった場合、必ず民生委員さんの話題が出ます。例えばその民生委員さんが訪問をしていたとしても、情報がなかったとしても極端な話、民生委員は何をしていたのだというようなやはり風潮で言われてしまいます。また、一旦事件になるとマスコミの矛先も必ずやはり民生委員さんに行ってしまう。そういった事件報道を踏まえて、いや、そんな責任を負わされてもという方は、打診をした中では数多く聞く話でございます。私どもとしましては、もしお仕事をされている方であってもそのできる範囲でやっていただきたいと。何かわからないことがあれば、すぐ市のほうに連絡をいただきたいとお願いはしております。ですから、根本要因としては全体的なそういう流れはあるのかなと思ってはおります。

次に、育成医療ですが、これは滝川保健所から引き継ぎになります。恐らくその引き継ぎの中身から新規、5年平均件数で約19.6件の医療扶助を予定しておりますので、この額を当座見込んでございます。もちろん新規もあり得ますし、変動もあり得ると思っておりますが、保健所情報をもとにしてこの額を見込

んでおります。

次に、生活保護の就労支援に関してですが、生活保護については稼働年齢層を65歳までというのが法の規定になっております。ただ、その範囲の中で病状もしくは家族の状況、例えばその方を担い手として介護をしなければならない状況があるのか、病気から働けないのか、それら状況を踏まえた上で、それにドクター、医師の判断を踏まえて就労の可否を主として決定しております。その上で稼働が可能だとしてもその方の職歴、持っている資格、それを基本として軽就労、作業、重労働も可能だと、そういった分類をした上で就労指導というテーブルにのせていくことになると考えております。

また、訪問について、会えないということでの例えば朝7時、夜7時等の訪問についてなのですが、正直原則事件のときにも答弁しましたが、私どもにその権利は与えられておりません。訪問時間については、原則通常の営業時間等を旨とすると、決して刑事訴訟法による捜査とは違うのだということが生活保護の問答集にも出ております。ただ、ご本人が許す限り、例えば仕事で遅くなるから、たまに顔が見たいということで夜の7時に訪問ということはあり得ます。ただ、正直疑惑を根拠として朝7時、夜の9時、遅い時間帯に我々がその方のお宅に上がる権利があるのかといえませんが、ただ、その許す中でも本人の生活状況の実態の把握については適正に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

梅津副主幹

市民課の梅津です。3番目の重度心身障害者医療の件に対してお答えいたします。

まず、予算の策定の仕方なのですけれども、過去22カ月分の実績をもとに件数、扶助費ともに算出しております。重度心身障害者医療の件数、扶助費ともなのですけれども、年々緩やかに減少しているという傾向にございますが、先ほどの22カ月分の実績をもとに算出した結果、大体件数に関しては数字的に実数に近い数字が出ます。また、扶助費に関しても実際に支出するであろう額にはなるのですけれども、医療費という性格上、どうしても支出しなければならないときにお金がないということはあってはならないことになりますので、扶助費に関しましてはそれに若干の上積みをしているということになります。したがって、件数と扶助費に関しまして整合性が一部とれない部分というのはどうしても発生してまいります。

以上でございます。

副委員長

1点だけ。民生委員の件ですけれども、私も民生委員の人とは懇意にしている人もいますけれども、今課長が言われた要因も当然ありますけれども、実質的にはやっぱり報酬というか、賃金というか、これがほとんどあの単価ではガソリン代だなという状況ですから、そんな中でボランティアでやるのもいかなものかというのが実態ではないかと思っておりますけれども、それに対しての答弁を求めます。

国嶋課長

今堀委員がおっしゃいましたように、民生委員さんにつきましては法律によりまして当たっているものも費用弁償ということで、報酬は支給しないとなっております。道の交付金等の額に滝川市としても1人当たりの上乗せの交付は出しておりますけれども、それも12カ月分で割れば委員がおっしゃったようにガソリン代ぐらいにしかならないと。ただ、その職務の重さは日々福祉に求めら

れる地域福祉の担い手としての重責は上がっているのだけれども、そこは変わっていないと。ただ、私どもではいかんともしがたいところではございますけれども、担当といたしましては抜本的な改革もしていただきたいと思う点ではございます。

以上です。

副委員長

吉井副市長がいますので、こういう分野について、今は決まりがこうだからこうなのだというのがずっと役所の中には多いのですよ、全般的に。だからどうするのだというところの話は一向に聞いたことがないのですけれども、どうなのでしょう。

吉井副市長

国の制度に基づくものについては、それに従ってやるということではありますけれども、行政の意見を上げていく機関としては全国市長会とか全道市長会とかいろんなことがありますので、それは取捨選択をして何とかならないかということは申し上げる機会がありますので、それは判断をしていきたいと思っております。

民生委員のなり手がいないということ、それと町内会の役員のなり手がいないということと根底には少し関係しているものがあるかもしれませんが、やっぱりおらが近所はおらが面倒を見るのだという、そういう気持ちの住民の方をふやしていく方法がないのかということを常に思っています。隣近所、向こう3軒両隣でいろんなことでお世話になったりされたりするわけですから、そのことをもう少し醸成できるような方法がないかということも常にあわせて考えております。何かいい方法ございましたら、お知恵もおかりしながら進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で民生費、関連議案第14号、第19号、第32号、第33号、第34号、第38号、第40号及び第41号の質疑を終結いたします。

この辺で昼食休憩にしたいと思います。再開は午後1時10分といたします。休憩いたします。

休 憩 12:04

再 開 13:10

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

衛生費

委員長

衛生費の説明を求めます。保健福祉部長

佐々木部長

(衛生費の保健福祉部所管の部分について説明する。)

委員長

市民生活部長

庄野部長

(衛生費の市民生活部所管の部分について説明する。)

委員長

説明が終わりました。

これより関連議案第16号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第59号及び第60号を含めて一括質疑に入ります。

質疑ございますか。

渡 辺

88、89ページの4款1項4目、休日夜間急病センターであります。先ほどありましたけれども、この案内のほうが市民にまだどうも不十分ではないかと思う。

急病センターのほうは昔からなれているので、どうしても市立病院ということで、そこら辺の案内のほう、市立病院へ行けばわかるそうなのですが、その辺が何か十分形成されていないのではないかとされておりまして、ご説明を願います。これだけの予算でございますから。

次に、90、91ページの1項保健衛生費の5目の環境衛生費のほうへまいりたいと思います。中空知衛生施設組合の滝の川斎苑分でございます。一応その予算がそのようになっているのですが、運営等については何かと広域組合というように余り届かないと思いますので、この際に、どうも釜の数が不足ぎみで、午後のほうで待たされるということで、親戚の方が帰るのがもう冬なら夕方になって大変だと。こんなことで、何とか新築とか釜の増築、こういうものはないものかとよく市民に言われるので、ほかのところへ行ったらすばらしいホテル並みの斎苑だとかとされておりまして、そういう意味でご説明をお願いします。

それから次は、その下のほうで2項1目じん芥処理費でございますが、ごみ収集等の委託料というところになると思うのですが、2億2,000万円。このごみ収集でこれだけの予算を使って、しかも車も市で買って与えていると、こう言っているのです、市民は。除雪、排雪が今不十分だと。狭くなっている中通りなどで車をちょっと除雪のために出していると、5メートルほどバックすれば中通りを通らないで次のほうへ行けるのだそうですが、そのけそのけと収集車が通ると、こういう態度なのだそうです。それは、除雪で道路の問題ではあるのですけれども、そのようにちょっとバックするということがもう最近はなく横暴でないかとされておりまして。絶対ごみ収集車は前にしか進まないのかと、こうやって言われていますので、2億2,000万円の大金を使って、市民のやっぱりそのけそのけ、この態度についてどうやって指導しているのか、これをお願いします。それが3点目であります。

次の92、93ページのほうでの同じく清掃費の1目じん芥処理費の先ほど説明はあったのですが、エコバレーと今度新しいところの広域連合のほうとのその事業、2つことしは予算が要するというのはわかるのですけれども、先ほどのエコバレー分がえらいまだまだ残っていると。これのほう、4月1日からはもう廃止のようだと言っているのですが、それがまだまだ予算が多いということについてのその関係をもう少しまた、その2つを金額面でご説明をいただければと思います。

その4点でございます。よろしくをお願いします。

岩佐主査

休日夜間急病センターのご案内ですけれども、私どもは広報で毎回、土日、休日の利用について流していますし、ホームページでも流しております。それから、テレホンサービスでも休日夜間急病センターのご利用の案内を流しております。

以上です。

山川副主幹

2点目の滝の川斎苑の火葬炉の増築あるいは建物自体の増改築の予定はないのかという質疑でございます。これにつきましては、平成24年第3回定例会におきまして小野議員からご質問がございました。このときの答弁の内容といたしまして、中空知衛生施設組合において増改築について計画策定の情報収集に努めているところだと答弁をさせていただいております。また、滝川市におきましてもこの件に関しましては十分に要望を伝え、また情報提供を行っていき

たいと考えているところです。

以上です。

運上主査

今じん芥収集の関係で質疑をいただいた件でございますが、先ほどお話のあったじん芥収集については、予算上は確かに2億円を超える予算ということでございますが、車両のほうは全て貸し出しをしているわけではございませんで、燃やせるごみ、燃やせないごみの収集に関しての車両として、実際には燃やせるごみに2台、空知環境、ハヤシ環境の請け負っている2社に車両を貸しておりますが、そのほかにはそれぞれ業者が常に4台ほど別に稼働をしているということで、全ての車両を滝川市で用意しているわけではございません。また、資源ごみあるいは粗大ごみの車両については、それぞれ集める品目の関係がございますので、これについては車を貸し出しをしていない状況で、それぞれ委託をしている受託者のほうが車両を用意しているという現状でございます。

また、しっかりと収集に当たっての指導をしているかどうかという点でございますが、年2回程度の委託業者との調整会議を行っておりまして、その会議の際には先ほどおっしゃったような市民から交通上の問題でこういうことがあったというような例は年に2件ほど確かにお電話をいただいて注意を受けることがございます。こういった注意があるないにかかわらず、一応その会議の中では市民の生活にかかわる重要なごみ収集でございますから、こういった苦情もないようにということでご指導をさせていただいているところでありますので、今ご指摘のあった点について改めてまた指導をしてまいりたいと、このように思っております。

石川参事

私のほうから、エコバレー歌志内の関係、中空知衛生施設組合の負担金の関係について答弁させていただきます。

中空知衛生施設組合は、先ほど部長からの説明もありましたけれども、エコバレーに対して委託をすると、これは可燃ごみでございます。そのほかの部分については生ごみの部分の運営、それと中継施設としての運営、資源ごみとしての運営ということで、ごみ処理施設としての運営管理をやっているということでございます。これが昨年は5億6,000万円ほどあったというのが今回エコバレーの委託分が2億2,800万円ほど減額になって、その部分の委託料が減って3億3,000万円になったということでございます。

以上です。

委員 長
坂 井

ほかに質疑はありますか。

87ページ、4款1項3目、右の説明欄のところの母子保健事業に要する経費の中の妊婦一般健康診査委託料ですが、今回の本会議におきまして補正予算で2,843万8,000円から2,093万8,000円の補正となったわけですが、その中の柴田議員の質疑の中で妊婦が320人から340人ぐらいを見込んでいたものが今回260人になったということでの補正だったと思うのですが、今回予算が2,348万7,000円ということで、この根拠といいますか、単純に本会議の説明のとおり、また今年度も何年かの平均だからこれぐらいなのですよという根拠なのか、少子化対策として何かこういう施策を持って2,348万7,000円を立てたのですよというようなものがあるのか、それに関して1点お伺いします。

それと、次のページの89ページ、4款1項5目環境衛生費の右の説明の墓地の運営管理に要する経費のその他諸費でございますが、部長の説明で空知太墓地のトイレの改修が26万7,000円とありましたが、その他に関するそのほかの諸費

の説明をお願いいたします。

それと、4款1項4目休日夜間急病センター費の休日夜間急病センターの運営管理に要する経費の中の薬品等消耗品費でございますが、これの先発医薬品の比率と後発医薬品の比率、それとジェネリックに対する今後の医薬品に関する考え方に関して質疑いたします。

以上です。

運上主査

まず、妊婦健康診査に係る25年度の予算の根拠ですけれども、今年度につきましてはおっしゃるとおり、例年妊婦の数というのは大体340人前後で推移していましたが、今年度については昨年度から妊婦さんの減少が見られますので、予算は280名で計算しております。それで、妊婦健診というのは1人につき全14回予定されておまして、1回1回健診項目が違うのですけれども、トータルで1人当たり14回全部受けたとすると8万3,880円かかる見込みになっております。それで、予算といたしましては280名掛ける8万3,880円ということで計算しておりますが、例年4月から3月31日までの妊婦届け出に対して交付しますので、それとあと転出者、転入者に対して交付しますので、必ずしもこの280名全員が予定どおり年内に14回受けるものではありませんので、ずれていくことが生じます。また、転出者もおりますし、そして途中で残念ながら流産、早産、死産という状態で妊娠を最後まで継続されることができなかった方々も多数やっぱり毎年出てきます。こうした全部14回使わない分が大体15パーセントほど毎年減になりますので、今年度も予算はこのように設けておりますけれども、また多少15パーセントから20パーセントぐらい自然に使わない分が生じてくると予想はしています。

また、少子化対策につきましましてですけれども、母子保健の事業で少子化対策としましては、現在取り組んでおりますのは、まず高校生の赤ちゃんふれあい事業、あかちゃんにキスをという事業を実施しています。これは、平成14年度から西高の家庭科の授業の一環として協力していただきまして、高校生に毎年年間7回、約30名の高校生に参加してもらって乳幼児健診で赤ちゃんに触れ合っていたいただいています。これは、高校生に育児のイメージをつけてもらうためなのですけれども、終了時のアンケートからは育児のイメージに肯定的変化が見られていまして、今後も高校と連携をとりながら継続していきたい事業というように思っております。また、妊婦さんに対しては養育が困難となるようなリスクを予防することや早期発見して対応することに努めるために全妊婦さんに対しまして個別の相談、それから、たきかわっこマタニティクラスという母親学級の充実、産後、早期の新生児訪問の実施を行っております。新生児訪問は、第1子については97パーセントほどの訪問率となっております。さらに、思春期の子供たちに対して性教育や育児のお話という健康教育授業も実施しております。このような健康教育的な少子化対策とともに、経済的負担の軽減となるべく妊婦健康診査の受診費用についても助成を継続していく予定にしております。

以上です。

配野課長

墓地の運営管理に要する経費の中で、その他諸費の内訳についてですが、まず賃金が10万5,000円、それから消耗品費32万4,000円、燃料費8,000円、光熱水費13万8,000円、手数料12万7,000円、委託料が144万6,000円、それから使用料及び賃借料が28万3,000円、工事請負費12万1,000円、負担金補助及び交付金が20

万円、その他の諸費で計275万2,000円を平成25年度については計上しております。

先ほど部長から説明を申し上げました空知太墓地の仮設トイレにつきましては、使用料及び賃借料の中で空知太に賃借をして設置するといったものでございます。これが22万1,000円です。それと、25年度新たに滝の川墓地の通路陥没部分で大雨が降ると水没するところがあるので、その改修ということで12万1,000円を計上させていただいております。

以上です。

長瀬課長

ただいまの急病センターの医薬品の先発医薬品、それと後発医薬品の比率と考え方についての質疑でございますけれども、急病センターは内科、小児科系の初期救急、いわゆる急な腹痛であるとか発熱、インフルエンザなどの患者を受け入れていることから、所内処方ということで二、三日の処方をしております。最高で5日間という形での薬の渡しをしておりまして、後発医薬品の使用は現在しておりません。

以上でございます。

坂 井

まず、今の夜間急病センターの薬品等消耗品費でございますが、現在のところ後発医薬品は使用していないということでございますが、今後も使用する考えは今のところないのかということをお伺いします。

それと、墓地の運営管理に要する経費でございますが、去年の予算か決算かの場において北泉岳寺の樺太引揚者碑の移転、4丁目の市営墓地への移転について話がありましたが、それに関しての考えをお伺いします。

庄野部長

空知太の北泉岳寺の中にあります墓地の一面ということになりますが、それは滝川市の墓地の区画の中ではございませんで、南靠山、満州の引き揚げ団の碑がございます。それについては、滝川市が直接というよりもその守っている団体がございます。そこと北泉岳寺の借地の関係で取り進めているものでございますので、それらについては北泉岳寺さんのほうでお取り進めをいただくというようなことでお話を伺っております。それが土地がないよというようなことで相談に1度乗ったことはございますけれども、それは移設先としては今は北泉岳寺の境内というのですか、その中で移さないというようなことで進めるとい話を伺っております。

以上でございます。

長瀬課長

ただいまの急病センターの後発医薬品の今後の使う考え方はないのかということに関しまして、先ほども申しましたように急な発熱等のやはり解熱剤とか抗生物質が主なものになっております。一時対応ということでなっておりますけれども、必要があれば医師の判断のもとにそういったこともあり得るかと考えてございます。

以上でございます。

委員 長
井 上

ほかに質疑はありますか。

それでは、87ページ、基本的なことを聞きたいのだけれども、食育ファーム事業の関係で、いいことをやっていると思うのだけれども、これを25年もやるということで、この中身をもうちょっと詳しく教えてください。

それで、もう一つ、91ページ、これは衛生費の環境衛生費の中でその他諸費の中で、そこでもまた食育のことを何かやると言っていたでしょう。食育という大きなテーマの中で、これは教育でもあるわね。教育委員会の分野でもあるし、

そのあたりの食育にかかわる滝川市のスタンスというのがこうやって分かれているのだけれども、その辺を総合的にどういうふうに捉えていくかということなのです。その前に、その中身的にはどういうふうな事業をやっているのかをお願いしたいのと、それと91ページ、太陽光発電の関係なのだけれども、この関係でことし大きな流れの中では売電の関係も1キロワットアワーが42円から4円ぐらいダウンするというような中で、政府の動きもいろいろある、国の動きもあるのだけれども、そのあたりについて去年とことしとの捉え方、制度設計が変わるのかどうか。

それと、もう一つは、使用済み燃料の関係があるでしょう、燃料。これは、どういう動向の中で今なって、中身がどういうふうになっているのか。

それと、環境にやさしいまちづくりに係る経費と、こうなっているのだけれども、太陽光だとか使用済み燃料のいわゆるエネルギーにかかわることをここに持ってきているのだよね、今までは。捉え方としては非常に小さかったから、これでよかったのだけれども、これからいわゆるエネルギー政策というのが大きく転換しなければならぬときに、ここにこれを置いておくことでいいのかどうかということだ。

それと、もう一つは、今いわゆるバイオマスで藻の研究をやろうとか、あるいは太陽光エネルギー、太陽光発電の関係なんかも商工でまた新しい人材でどんどんやってきていると。そういう中であって、この分野に置いておけるのかどうかと。エネルギー関係というのは、総合的な滝川の経済発展のエネルギーになるのだ。そこで、前に市長はこれにかかわって研究会をつくって、プロジェクトチームをつくってやるということなのだけれども、もっと大きく捉えなかったらだめでないかということを私も本会議でも言ったことありますけれども、その辺から見たらこのさっきの藻の位置づけなんかもどこにどうなってくるのですか。だから、その辺のことも含めて基本的な考え方をお願いしたいのだ。以上です。

白石副主幹

まず、最初の食育ファームの内容といたしましては、小学校の5、6年生を対象に2泊3日で農家民泊をしながら農業体験ですとか、地元の食材を使用したしましたそば打ちですとかパンづくり、それから収穫した野菜を使用した調理など、よりよい食意識の形成と食行動を育てるために多様な体験内容となっております。

それから、滝川市の食育のスタンスということなのですが、滝川市のほうでは第2次の食育行動計画を平成24年度から平成28年度までということで5年間の計画の第2次に入っております。平成24年度がその初年度ということで、この食育の重要となる部分を何を伝えて何をやっていくのかということが食育の市民の会議の中で計画を策定したときにいろいろと議論されました。その中で、第1次でも料理教室をしましたりですとか講演会をしたりだとかいろいろとやってはきたのですが、滝川市の欠食でいいますと朝食の欠食が12パーセント、これは小学校の5年生の滝川市の調査の結果でございます。それが全国平均が9パーセントですから3パーセント高いということで、朝御飯を食べていないということをまずメインにしまして、これをやはり全国よりもかなり改善していくということに力を入れていきたいと考えております。

その中で、ではどういう手法を使ってこの欠食の改善をしていくのかということになりますと、このあたりがいろんな多様な食育はあるのですけれども、そ

の中で第2次は農業体験から食の大切さということを体験を通して子供たちが感じ取って、食べることはとても大事なことののだということを育てていきたいと考えております。それで、平成24年の重要事項といたしましてこの教育ファーム、平成25年度は食育ファームと名前を変更いたしますけれども、24年度は教育ファームとして実施しております。学校ですとか、それから今回くらし支援課と一緒に平成25年度にエネルギー育という中で食育も取り入れてやっておりますが、その中ではいろんな食育をいろんな形の中で小学生の時期にやはり厚く経験を積んでいって育んでいくことが一番効果的であるというのは、いろんな大学の調査機関の中では発表がされております。それを参考にして、ぜひ小学校の学校ですとか、あとはいろんな管轄団体ですとか、こういうのが一丸となりましていろんな食育を進めていって子供たちの朝食の欠食を結果的には改善していきたいと考えております。

以上です。

橋本副主幹

それでは、まず今白石副主幹のほうから食育、エネルギー育についての説明がありました。ちょっとそれに若干補足をさせていただきますと、環境衛生費の中の環境にやさしいまちづくりに要する経費の中で、今回自治総合センターという団体から100パーセント補助をいただきまして、事業費として160万円ですが、そちらから補助をいただきまして食育とエネルギー育という、エネルギー育という言葉は造語なのですけれども、食とエネルギーについて小学生を対象にもっと認識を深めてもらいたいということで組み合わせたイベントというか、そういった夏休みに小学生を対象としたイベントを企画をしております、経理の都合上というか、これは一括補助金一本でまとめているものですから、こちらの環境衛生費の中であわせて計上させていただいているというところでございます。

それと、2点目ですが、太陽光発電の補助の制度設計ということで、現状は平成25年度においても今の平成24年と同じ枠組みでの制度設計を考えております。具体的には国の補助金と抱き合わせで国と同額を補助するというような形で、先ほど国の補助単価も下がるというお話の情報があるということでのお話でしたが、当然その分で単価が下がるということは設置者の受け取る金額が少ないということにはなるのですけれども、その単価というのはやはり専門家ですとか有識者等が市場動向等を勘案して決定された妥当な補助金額ということでの額でございますので、それは国の判断を待って滝川市でもその額を採用をしていきたいと考えております。

続きまして、次に使用済み食用油の燃料化事業の内容ということですが、これにつきましては例えば、学校給食を各学校でつくる際のでんぷら油、それが廃棄されていまして、それを活用したりとか、あとは市民からの油を集めるということで、現在中央児童センターのボイラー燃料として使用をしております。

次に、先ほどエネルギー政策について環境衛生費でよいのかというようなお話でございますが、エネルギー政策の中でも狙いとしてそういった地域経済の効果ということも当然ございますが、別な側面としては例えば温暖化対策ですとか、そういった効果もございます。ですから、これは国ですとか道庁のほうでもそういったことで経済部所管と環境の所管と2つに一部重複している政策もあるのですけれども、そういったまたがって政策が担当されているという現状

もございます。それで、滝川市としても今は経済部で実際にそういった藻の研究ですとか、そういった事業を今進められようとしていますので、市民生活部としてはそういった今後温暖化対策ですとか環境面に配慮した部分でのエネルギーと、経済部は経済部としての中での連携をしながら総合的に進めていくことが望ましいのではないかと考えております。先ほどの藻のお話ですけれども、事業につきましては、これは経済部で商工費に予算措置をされておりますので、委員ご指摘のような位置づけにはなっております。

以上です。

井 上

それで、白石さんも一生懸命やっておられて、これは保健センターのほうがい
ろいろ行動計画をつくっているということなのだけれども、結局そういう農業
体験だとか、そういうことだとかは農政でもやっているわけだ。水・環境なん
かでもやって、うちらも受けたりしているのですけれども、だから総合的にそ
れをトータルして保健センターなら保健センターが全部、教育委員会のことも
含めて、教育委員会の分野もそこに全部集約されると、そういうことになるの
かどうかだ、副市長、そういうことが教育とも全部関係してくるのだ。だから、
その辺の体系がどうなるのかなと思って、そのところ、非常に一生懸命部局
ではやっているのだけれども、そのことはわかってはいるのだけれども。

それと、もう一つ、エネルギーの関係なのだけれども、これもやっぱりだんだ
ん比重が大きくなってきたのだ。環境、エネルギー、それからさっきの話だと
エネルギー育とか、そういう言葉まで出てきているというのだけれども、やっ
ぱりこれは戦略的にエネルギーをどうしていくかと。今はスマートシティだ
とか、そういうふうに展開してきているのだ。副市長。それで、そのところ
をやっぱり考えていかなければならない時期に来ているのでないかなと思って
僕はいるわけだ。それと、今の話だと藻は経済部でしょう。確かに上のほうも、
国のほうも環境省と、それから経済産業省とそれぞれあるのです。僕らも会合
に何回も出ているけれども、そういう上のほうも環境関係であるのだけれども、
その辺の滝川市において戦略的にエネルギーというものを持っていくための一
つの考え方を打ち出さなかったら、研究会でおさまっている分野ではないと思
うのです。それも急がなければならないと思うのです。その辺の関係について
伺います。

吉井副市長

井上委員さんから、本当に私どもにとって示唆に富んだ質疑でありまして、食
育にしてもエネルギーの関係にしても一つの部、課でおさまる仕事というのは
本当に少なくなってきたしまして、この食育についても食育の庁内の組織は、
これはほとんどの関係しているセクションが網羅していますし、取りまとめは
先ほどの白石さんのほうでやってもらっているという中で、いろんなことを検
討しながら進めていくことにしております。そしてまた、エネルギーに関しま
しても経済部、それから教育委員会、全部いろいろのことが絡みますので、こ
れはもうご指摘のとおりオール市役所の中で政策調整会議等を含めてやってい
きたいと思っています。

それから、エネルギーの関係については、この新エネルギー、再生エネルギー
というのは震災の関係の後でいろいろ取り組まれてきている中で、庁舎にして
も太陽光のパネルを張った。それは、震災前の本当に先進的な取り組みという
ことで、井上委員さんのほうのお勧め等もありまして先駆的にやってまいりま
した。そういうことも受けまして、ことしの市政執行方針の中の一丁目一番と

いうのは元気な産業と活力あるまちづくり、まさに地域の活性化です。その中の冒頭でございますけれども、この再生可能エネルギーの活用、導入については地域経済の波及効果を考慮しながら、太陽光、小水力、風力、バイオマス等を含めて広く調査研究を進めるということを断言していますので、これはこの方針に沿いましてきちんと目に見える形で進めていきたいとも思っておりますし、今回そういった枠組みの予算も計上できる限りの計上をさせていただいていと認識をしています。ただ、その予算の組み方の中での見せ方については、これはご指摘いただきましたので、今後参考にさせていただきたいと思います。この時代の要請としての再生エネルギー、新エネルギーの関係については積極的に果敢に進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

白石副主幹

今ご指摘のありました一本化ということなのですが、食育の推進市民会議という中に教育委員会ですとか、あとは農政ですとか、保育所ですとか、団体、市民委員さんですとか、全部で18名の委員さんで構成された市民会議というものを立ち上げております。毎年いろんな部署でやられています食育の事業に關しまして、実績ですとか、それから来年度の計画も含めまして議論される場所なのですが、その中で教育委員会のことなのですけれども、教育委員会の学校というフィールドは非常に子供たちの事業をやる場合に募集しますと、どうしても意識の高いお子さんしか集まらないという現状がございます。しかし、学校というところは意識が低いとか高いとかということにかかわらず、満遍なくできるという魅力がありますので、ぜひそういう場面で子供たちが農業体験をするというのが育っていく中で非常に大切だということをすごく感じます。それで、ぜひ学校で統一した状態の中で市民会議もバックアップしながら進めていきたいということを持ちかけたのですが、なかなか学校の教育現場もいろんな事業がございまして、この農業体験を優先順位に上げていくということが現状としてはできないような小学校もございます。例えば江部乙小学校のように、地元の江部乙学習。その中で地域の産業ですとか、そういうものを学習するようなことを積極的にやられている小学校もございます。ただし、第三小学校のようにまちの中に建っている小学校に關しましては、近くに環境として田んぼですとか畑がありませんので、なかなかそこに行くということも難しいというお話も校長先生から伺っております。そういう中で、なるべく環境が整ってできる小学校は積極的に進めていくという回答も得ておりますので、これからこういうことも含めまして滝川市が一丸となりまして食育に取り組んでいけるような環境ですとか体制を地道にやっていきたいと思っておりますので、少し時間かかるかもわかりませんが、前向きな状況で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

井 上

今の答弁は、非常に積極的な答弁でよかったと思うのですが、農業でも8団体の農地・水・環境という分野があるわけだ。その中で農業体験をやって、みんな物すごく感動をして、本州、関西、関東の人方が来て帰るのだ。涙、涙で帰るぐらいの感動を覚えるのだけれども、すごいなと思ったね。だから、そういうことの食育との関連もあるから、そういう分野とも連携したほうがいいのではないかなという感じしますので、各学校のテリトリーもありますから、そんなことでまた今後ともまた頑張ってもらいたいと思います。それと、もう一つはエネルギーの関係で、橋本さんのほうから答弁あったのだ

委員長
窪之内

けれども、結局いわゆるエネルギーのこの単価、再生可能エネルギーというのは去年の7月1日からバイオマスから始まったのだけれども、これは菅政権のときに始まって、これがすごく一つの母体になってきてだんだんふえてきたものだから単価が下がってきたのだけれども、これ滝川は一步も二歩も先に進んで、滝川はこれでもやるのだというところを見せたほうが僕はいいのではないかなという感じするので、余り国に全て合わせるとかというのではなくて、滝川独自の戦略を持つべきでないかなという感じはします。それは各市町村、大体もう既に50町村以上の北海道で取り入れているのです。だから、滝川は後発組な形なものだから、まだまだ先へ行っているところありますから、その辺もひとつ考えてやってほしいと思います。答弁がなければいいですけれども、ほかに質疑はありますか。

4款1項2目、87ページの感染症等対策に要する経費のうち、こちらのほうに計上されることになった子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの対象者数とそれぞれの接種率目標についてお伺いしたいと思います。同じページですが、3目の今話題にもなっていました食育ファーム事業なのですが、これは今の答弁のお話からですが、この食育ファーム事業とエネルギー育とを一緒にやるということなのかなと思うのですが、というのは食育ファーム事業は予算が100万円以上あったものが35万円に減っているのですよね。それで、一緒にやるということであれば、去年でいえば食育ファームは小学校5、6年生を対象としていたと。今概要を見ているのですけれども、エネ育でいえば小学生を対象ということになって、これは5、6年生を対象としているということを書いていないし、食育ファームでは去年は2泊3日、そしてエネ育の関係で見ると夏休み期間中の2日間ということなので、一緒にやるのであれば対象者を小学校全体に広げるのか、エネ育でついた160万円と合わせると195万円ということなので、枠を広げたり人数を広げた形でやるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

次、89ページの4款1項4目、休日夜間急病センターですが、総合福祉センターの休止、今後そういう状態に向けて休日夜間急病センター自身が今後どうしていくのかということや当然協議をしていかなければならないと思うのですが、担当部署はどこになるのかなというのは、病院の関係もあるので、そういう点で連携してそういうことに当たるのかどうかということや休日夜間急病センターを存続していくのか、あるいは市立病院の中を含めたものにしていくのかということも含めた考えもあると思いますので、その辺25年度にいろんな協議をしていくのだと思いますので、その方向性について伺いたいと思います。

91ページになりますが、4款2項1目じん芥処理費の中で、ここには直接は出ていない、説明欄には出ていないのですが、小型家電の収集品目が拡大をされるわけで、その拡大品目の周知時期と周知方法等についてお伺いしたいと思うのですが、今は無料でやっているわけですが、拡大したものも含めて、パソコン等も含めて無料ということで確認していいのかどうかお伺いしたいと思います。

次、93ページのごみ最終処場の関係で、最終処分場の残余容量の調査業務委託料を計上されています。2期工事造成時期の見きわめのための調査となっていますが、調査をするということなので、現状を見てみると数年以内にそうした時期が来るとの判断での調査だと思うのですが、そういうふうに理解し

ていいのかと、仮に何年か先に造成ということになった場合は、造成期間や造成費用というのはどの程度になるのかということをお伺いしたいと思います。以上です。

織田主幹

子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチンの対象者数と目標接種率についてということでご回答したいと思います。

まず、子宮頸がんの対象者は、中学1年生から高校1年生の女子ということになっております。この対象者に関しては、まず中1になられる方が年間初めに約170名前後いらっしゃるので、今年度の予算は170名ということで、接種率も85パーセントという目標で予算化されております。そのほか中2以上高校1年生までは、23年3月以降まだ受けていないという未接種の方が各学年約45名から50名いらっしゃるので、その方たちへの再度勧奨ということで、その方たちが全員受けて85パーセントぐらいを目指すというところで子宮頸がんのほうは目標としております。

ヒブと小児用肺炎球菌ですが、対象者は生後2カ月から5歳未満ということになっております。これも同じく23年の3月から始まりまして、主に1歳の髄膜炎等の予防ということで1歳児にすることがすごく有効だということで、特に1歳児の方には約85パーセント以上は受けていただくということで目標を持って約300名弱、転出入を入れて300まではいかないのですが、対象数は260から280名ぐらいの対象者に対して85パーセントの接種率を見込んでおります。そのほか1歳以降5歳未満に関しては、子宮頸がんと同じように未接種者にやっていく方向で考えております。

以上です。

白石副主幹

まず、食育ファームに関するところでエネルギー育と食育ファームが合同実施されるのかどうかということなのですが、これはエネルギー育のほうに関しましては小学生と書いておりますが、主に3、4年生を対象とした小学生のお子さんということで考えております。それで、食育ファームに関しましては去年と引き続き5、6年生を対象にいたしますので、もうちょっと小さいお子さんたちが主体的に行うということです。

それを踏まえまして、食育ファームの予算額が減額されているというところですが、24年度が教育ファームで、名称を変更いたしまして食育ファームとなったのですが、昨年は104万5,000円という計上額がございました。1つは、教育ファームと、それから教育ファームの先進地である新潟県の胎内市から教育長さんをお招きしまして講演会を実施しております。平成25年度に関しましては、食育講演会の実施はする予定はございませんので、食育ファームのみの事業となっております。それから、もう一つは、24年度のときには50名の募集だったのですが、結局39名の参加に終わっております。理由といたしましては、夏休み中に部活の練習ですとか、地区大会で優勝して全道大会に行くということが急遽決まって、急なキャンセルが11名ほどございました。その関係で、直前だったので、こちらの主催者側としてもかなり慌てたのですが、それで25年度は30名ということで人数を減らした状態にしております。それから、来年度につきましても24年度と同じように国の消費安全対策交付金の2分の1の補助率の交付金の申請をする予定でございますので、当初予算では30名の中の15名分の予算の計上になっております。補助の決定後、6月の補正で対応したいと考えております。

以上です。

長瀬課長

私のほうから、急病センターの関係で、今後どうしていくのかということに対しての担当の部署、それから存続についての考え、方向性についてということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、担当部署につきましては、今後の担当する部署は健康づくり課が中心となりまして、関係所管と一緒に考えていきたいと考えてございます。それから、存続についての考えでございますけれども、市民の命を守るため、また安心して暮らせる保健医療環境の充実を図るためには、やはり休日夜間急病センターの機能維持は必要不可欠であると考えてございます。今後の方向性につきましては、移転費用はかかりますし、また現在の施設が30年を経過して医療器具の更新という問題もございます。それから、設備費などの問題、さらには医師確保の問題もございますので、総合的に検討をしなければならないということもございます。それから、医師会を含めて関係機関と相談をして判断していかなければならないということもあることから、今後慎重に取り進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

運上主査

小型家電の回収品目拡大に関する質疑をいただきましたが、環境省のほうで今月1日に政令によって指定品目とするものを正式に公表しましたので、これに対応するため回収をしていただいている委託事業者と現在調整中であります。原則、特にリサイクルすべき品目として国がガイドラインを設けた特定対象品目につきましては、全て品目として拡大をするという考え方で今準備をしておりますけれども、まず拠点回収施設に設置している回収専用ボックスの入り口から回収できない、そういったものも今回品目の中には一部該当しているものがございますので、これらとあわせて個人情報の問題が心配されるパソコン、これにつきましては直接職場の窓口で、市役所でいけばくらし支援課のほうで窓口で直接回収をしたいという考え方で今準備を進めております。いずれにいたしましても、回収業者との調整課題を今月中に整理をいたしまして、4月にはホームページ、それから広報たきかわ、町内回覧などで周知を考えています。また、既に3月7日に開催をされました町内会の代表者研修会がみんくろで先日行われました。この場におきましても各町内会の皆さんに事前の周知をさせていただきまして、ぜひ周りにもお伝えいただきたいということでお話をさせていただきまして、今後こうした機会を活用しながら、事前の周知も含めて対応を今後継続していきたいと思っております。

また、拡大した品目、これにつきましても全て無料で行うかということでございますが、拠点回収で対応できるものについては引き続き無料で回収を進めていくという考え方でおりますし、リサイクルフェアだとか、ある程度市民の皆さんが集まるようなイベントでの回収につきましても現在今回の政令で公表された品目がかかなり多岐に及んでいるというところを踏まえて、イベント回収についても今検討をしている最中でございます。いずれにいたしましても、対応方法の詳細については4月以降の公表という形になるかと思っておりますけれども、原則この特定対象品目も含めたなるべく広い範囲の品目を対応していく予定で今準備を進めております。

以上です。

原田副主幹

最終処分場の残余容量調査委託に関しました造成工事についての質疑にお答え

します。

最終処分場の残余容量につきましては、今までに埋め立てた容量の積み上げにより、平成34年度までは投入を可能だとする推計値はありますが、今回調査を実施することによってその時期を明確化したいとするものです。実際造成するということになりますと補助要望、設計、工事など完成までに6年くらいの期間を要することから、今回の調査で時期が明らかになれば造成工事完成までを逆算してスケジュールができるのではないかと考えています。造成費用につきましては、他の自治体での実績を勘案しますと約15億円と推定しています。以上です。

窪之内

まず、最初の感染症予防なのですが、ぜひ100パーセントに近づけたいという、そういうもので、受けられていないという中高生の中の未接種者なんかはどういうことで受けられていないのか。何らかの都合で受けられていないのだと思うのだけれども、本当に受けてほしいものなので、なぜそんなに受けられない人が15パーセントいるのかというようなことも原因をつかまえていければお伺いしたいということが1点です。

次です。小型家電のことなのですが、パソコン等の個人情報の関係のもののはくらし支援課ということで、江部乙支所では受けないのかどうかの確認をしたいなと思っています。それで、拠点回収の場合は無料ということでお話があったのですが、もしかすると業者との調整の中では一部有料ということもあり得るということなのか改めてお伺いいたします。

最後に、ごみ最終処分場のことなのですが、造成期間、造成費用は出たのですが、現在の第1期工事で埋められる量と第2期工事も同等の量が埋められると考えられるのか。もしできれば、その第2期工事でできたとしたら一体何年分の残余を、今の残余の数字から見ると何十年間分埋められるようなものができると考えられるのかお伺いします。

織田主幹

中高生の子宮頸がんの未接種者に対してなのですが、具体的に原因ということでは個人に確認する方法とか、アンケートはとったことはございません。ただ、いろんな方のお話の中では子供自体がやはり注射ということで、1人3回接種しなければならないということがありまして、注射が嫌だというお子さんの理由ということだとか、あとやっぱり部活だとかそういうものもあってなかなか本人が行けない、あるいは保護者もついていかなくてもいいことにはなっていますが、それが行けないという理由等も含んではおります。未接種者に対しては、今まではこの制度は一応任意接種ということで公費助成はしていましたが、積極的な勧奨という中では年に1回ご案内した後、2度目の勧奨ということだけをしておりました。4月からは定期接種化という予定になりますので、今後はさらに未接種者に対しては再度その必要性のパンフレットを送るだとか、そういうようなことをしながら今ご意見のとおり100パーセントに近づける努力をしていきたいと思っております。

以上です。

運上主査

小型家電の拠点回収、特にパソコンなどの回収はくらし支援課以外でも行うのかということでございますが、江部乙支所、それからまちづくりセンターにつきましても窓口職員のいる時間帯におきましては直接窓口で回収をさせていただくような形で今調整をしておりますので、正式に決まりましたらまたこれを周知してまいりたいと思っております。

また、拠点回収以外のものは有料という考え方もあるのかということでございますが、今回政令指定品目に入ったものの中には大きなものが結構ございます。実は、電気こたつですとか、それからライブやバンドで使う電子ギターですとか、それからマッサージ器だとかランニングマシン、こういったものが拠点回収で対応できるかどうかというところについては大きな疑問ですので、引き続き例えばこれは粗大ごみとして回収をさせていただいてという形をとるのかどうかという点については市町村に裁量がございますので、その点については、はっきり今の段階では申し上げられないのですけれども、拠点回収のボックスで回収できるものですとか、そんなに大きくないサイズのものにつきましては何とか全て対応する方向で今検討しておりますので、そういった意味での先ほどの説明の仕方ということでご理解をいただければと思います。

石川参事

最終処分場の関係でございます。今現在ある最終処分場は、平成6年に供用開始しております。平成6年というときにごみ処理がどういう状況であったかという、滝川市には清掃センターがございました。清掃センターがあつて、粗大ごみは機械で壊してというような、そういうようなこと、それと不燃ごみについてはそのまま埋め立てという、その当時の埋め立ての状況を加味して最終処分場の容量を決めております。ですので、通常その最終処分場は10年ということで平成16年までの計画だったということになっております。今現在10年ほどたちましたが、平成15年に新しいごみ処理体制によって焼却灰はエコバレー歌志内のほうで自前の焼却炉に入れるという形で変わってきておりますし、粗大ごみ、不燃ごみについても破碎して減量化をするというようなことがございまして、第1期の最終処分場がまだ延命化を図られているということで、これは非常にいい状態を保って新しいものはまだつくらなくていいという、こういうような状況にあったということでございます。

次に、新しくつくるということですが、当然これだけ延びているということは、同じような容量で、今の状況であれば同じ10年ということであれば、ほぼ半分以下の小さなもので済んでしまうということになります。ただ、そういうこともありますので、同じような容量ではなり得ないということになります。それと、今ごみ処理が広域化をしているということで、この最終処分場においても今広域化の動きがあるということでございます。ですので、今回残余容量調査しますが、これも含めた形で方向性を見据えて調整をしなければいけないと、今これもまた一つの難題がございます。それと、廃掃法が変わっておりまして今回残余容量調査、的確にごみ処理のごみの状況を把握しなさいというようなことがございまして、これは滝川市で2回目です。1回目やったのはその法律が変わってということで、逐次現場でごみ処理の容量を確認しなさいと、ほかの自治体でもそれが問題になったということもございますので、これについては的確なごみ処理の最終処分場の運営を図りたいということでございます。

以上です。

委員長
副委員長

ほかに質疑はありますか。

3点伺います。

1点は、衛生費の保健センター費、保健事業に要する経費の中で、がん検診の受診率のことでお聞きをいたします。過去数年、わかる範囲でいいのですけれども、受診率と本年度の目標を伺います。

2点目は、環境衛生費の中の墓地の運営管理に要する経費の中で伺いますが、

最終的に人が亡くなると骨にして斎苑でお世話になるわけですが、その職員に対しての接客マニュアルというか、作業マニュアルというか、そういうものがあるのかどうなのか。なぜこういうことをお聞きするかというと、要するに市民からのど仏も教えてくれなかったとか、そういう話がありましたものですから確認をしたいと思います。

3点目につきましては、じん芥処理費の分別収集に要する経費について伺いますが、今、集団資源回収を各町内でやっているところとやっていないところがあるかもしれませんが、その際においてのまず市のメリットというのはどういうところにあるのか。各町内でやっている分野については非常にメリットがありますので、皆さんもご存じだから説明する必要はないと思いますが、まずそれが1点と、この資源回収に参加している団体数は何団体あるのか。もう一点は、奨励金をいただいているわけですが、この金額の算定基準、積算基準はどんなものなのか。余り複雑だったら答えなくてもいいですけども、話してもらえばありがたいと思います。

以上です。

織田主幹

各種がん検診の受診率ということでご回答したいと思います。主要ながん検診ということで、胃がんと大腸と肺がんと乳がん、子宮がんということでご回答したいと思います。

まず、胃がんのほうなのですが、この受診率に関して先にお話しするのですが、対象者数というのが国のほうである程度マニュアルが決められていて、滝川市の40歳以上の人口から就業人口を引いて農業関係者を足すというようなことで式がありまして、約1万5,000、1万4,600人の対象者数に対して受診率を上げているところなのですが、実際にこの中では病院等で受けられている方もいらっしゃるの、この受診率が正解かどうかは不明なのですが、この対象者数で割った受診率でご回答したいと思います。

胃がんのほうなのですが、過去3年間ということで説明しますと、21年では7.4パーセント、22年度8.2パーセント、23年度7.5パーセントということで、それぞれ10パーセントを切っている状況になります。大腸がんですが、21年度7.4パーセント、22年度8.5パーセント、23年度10.4パーセント、これは10パーセントに23年上がったのは大腸がんの無料クーポンが配付されたということで10パーセント台に上がりました。肺がん検診ですが、21年度8.1パーセント、22年度9.2パーセント、23年度8.1パーセントということで、肺がんに関しては横ばい状態になっております。子宮がん検診ですが、21年度は24.3パーセント、22年度20.3パーセント、23年度19.7パーセントということになっております。子宮がんのほうもこれは平成21年から無料クーポンが配付されている状況の中で足した数になります。乳がんのほうですが、21年度が17.6パーセント、22年度21.7パーセント、23年度20.5パーセントということで数字だけ見るとかなり低いのですが、全国的に今がんの受診率50パーセントを目指しているところなのですが、なかなかこの受診率に関しては上がる状況にはないということで、全道からすると少し滝川が低い状況と全国からすると胃がん大腸、肺に関してはやはり少し全国、全道から低いのですが、乳がん、子宮がんに関しては全道、全国並み、やや少し上回るところも状況としてあります。

今年度目標として上げている数字なのですが、最終年度30年、向こう5年間の計画のところでは大腸が30パーセント、子宮、乳がんも30パーセントという

ころで目標値は上げておりますが、今年度その1パーセントを上げるということもかなりの努力も必要なので、今年度の目標としてはそれぞれ1桁台を10パーセントに上げること、あとは乳がん、子宮がんに関しても20パーセント台を25パーセント近くに持っていくということを目標に上げながら活動していきたいと思います。

以上でございます。

山川副主幹

2点目の滝の川斎苑の職員に対する業務マニュアルはあるのかということですが、この滝の川斎苑は、中空知衛生施設組合において管理運営をされてございます。質疑にありましたような事例も含めまして苦情等が私どもの担当でも受けた場合には、その都度中空知衛生施設組合のほうに情報提供をして改善を要請しておりますので、ご理解をお願いいたします。

運上主査

集団資源回収の関係でございますが、これにつきましては滝川市のメリットといたしましては、やはりこれを行うことで実際に廃棄物として出されるごみの量が減少することにつながってまいりますので、ここが大きなメリットというところでございます。

また、奨励金の積算の根拠の方法でございますが、これにつきましてはさまざまな品目がある中で、それを1度重量換算にする計算式がございます。例えば瓶だったら集めた量に対してキロ数に換算するのがいろいろあるのですけれども、それが多岐にわたっておりますので、ここでどれが何倍掛けるとキロ換算になりますよというものは、示すとかなり長い説明になってしまいますので割愛いたしますが、キロ当たり2円という換算をするような形での計算式がございます。

また、この奨励金の団体でございますが、今はおおむねここ数年は190団体程度で推移をしておりますが、実際にその中で活動をされている団体というか、奨励金を支給する手続をされてこられる団体につきましては160団体程度がここ二、三年の推移でございます。

以上で説明を終わります。

委員長

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で衛生費、関連議案第16号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第59号及び第60号の質疑を終結いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会 14:40